



資料編

1. 上位計画・関連計画等

2. 現況・動向

(1) 人口動向

(2) 土地利用

(3) 公共交通

(4) 都市機能

(5) 財政等

(6) 浸水想定区域（計画規模）

(7) 町民アンケートによる居住意向まとめ

3. 誘導施設の定義

4. 上里町立地適正化計画策定委員会設置要綱

5. 策定の経緯

6. 用語の説明

7. 居住誘導区域と都市機能誘導区域図





1. 上位計画・関連計画等

本編 5 ページに掲載の「立地適正化計画の位置づけ」における上位計画・関連計画等の概要及び本計画との関連は以下のとおりです。

〈上位計画〉

名称	策定主体	計画期間	概要及び関連性
児玉郡市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	埼玉県	2017(平成 29)年1月～	● 都市計画法上、最上位計画に位置づけられる都市計画であり、都市づくりの基本理念として「コンパクトなまちの実現」が掲げられている。都市計画区域ごとに、人口や土地利用等の将来の見通しを明らかにし、都市づくりの基本理念、区域区分や土地利用の方針等を定めている。 ● 立地適正化計画はこの計画に即する。
上里町第5次総合振興計画	上里町	2017(平成 29)年度～ 2026(令和8)年度	● 本町のまちづくりの最上位計画であり、本町の将来像と5つの基本理念に基づき、20 の基本目標を掲げている。 ● 立地適正化計画はこの計画に即する。
上里町 国土強靱化 地域計画	上里町	2021(令和3)年度～ 2026(令和8)年度	● 発災前における平常時の施策を対象とした計画として本町では4つの基本目標に基づき、大規模自然災害を想定した8つの「事前に備える目標(行動目標)」や、27 の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定し、本町が十分な対策を講じることができているかを評価し、その結果を基に「強靱化方針」を設定している。 ● 立地適正化計画はこの計画に即する。

〈市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画法第 18 条の 2）〉

名称	策定主体	計画期間	概要及び関連性
上里町 都市計画 マスタープラン	上里町	2021(令和3)年度～ 2035(令和 17)年度	● 本町の目指すべき都市像を明らかにした上で、実現に向けた都市づくりの方向を定めている計画。「ゆとりと成長力に満ちあふれた田園交流都市かみさと」をまちづくりの基本理念とし、将来都市像の実現を目指す都市づくりの目標や、土地利用の目的に応じた「ゾーン」と幹線道路等の「軸」、都市に必要な機能が集積している地区を「拠点」として将来の都市構造を設定している。 ● 立地適正化計画は、都市全体を見渡したマスタープランとしての性質を持つものであることから、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針（都市再生特別措置法第 81 条第2項第1号）に係る分については、都市計画マスタープランの一部と見なされるものとなっている（都市再生特別措置法第 82 条）。



〈関連計画等〉

名称	策定主体	計画期間	概要及び関連性
上里町 地域公共交通 網形成計画	上里町	2020(令和2) 年度～ 2029(令和11) 年度	● 本町内の公共交通網の利便性を向上させ、持続可能な地域公共交通を実現させることを目的に、計画の基本方針や具体的な施策、事業化に向けた検討を行い、取りまとめている。 ● 立地適正化計画は公共交通の維持・充実に向けて、この計画と連携を図る。
第2期上里町 まち・ひと・しごと 創生総合戦略	上里町	2020(令和2) 年度～ 2024(令和6) 年度	● 人口ビジョンで示す、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望に基づき、総合戦略において人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって地域の活力を維持し、安全安心で暮らしやすいまちを実現していくための戦略を定めている。 ● 立地適正化計画は居住誘導・まちづくりに関連する施策について、この戦略と連携を図る。
上里町 公共施設等総 合管理計画	上里町	2017(平成29) 年度～ 2057(令和39) 年度	● 公共施設の更新や維持管理・運営のあり方等を検討し、財政負担の縮減や施設サービスの効率化と質の向上に向け、公共施設に関する町の基本的な考え方や基本目標、取組等を定めている。 ● 立地適正化計画は公共施設の再編に向けて、この計画と連携を図る。
上里町 地域防災計画	上里町	2018(平成30) 年3月改定	● 上里町防災会議が作成する計画であり、長期的な視点で平常時から風水害や事故対策等に対する備えと災害発生時の適切な対応について定めている。 ● 立地適正化計画は防災指針の取組に向け、この計画と連携を図る。
第2期上里町 人口ビジョン	上里町	2020(令和2) 年度～ 2060(令和42) 年度	● 本町における人口の現状分析や将来人口推計を行い、現在及び将来の姿について正確な情報と認識の共有を進め、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示している。 ● 立地適正化計画は居住誘導に関連する施策について、このビジョンと連携を図る。
本庄地域 定住自立圏 共生ビジョン	本庄市 美里町 神川町 上里町	2010(平成22) 年11月策定 2019(平成31) 年3月変更	● 本町は近接する本庄市、美里町、神川町と定住自立圏形成協定を締結しており、圏域の将来像や医療、福祉、地域公共交通等の政策分野ごとに具体的な取組を設定している。 ● 立地適正化計画は都市機能の立地と公共交通の維持・充実に向けて、このビジョンと連携を図る。

2. 現況・動向

「現況・動向」の詳細は、以下のとおりです。

(1) 人口動向

- 2044（令和 26）年の人口密度の推計では、上里東地域の人口密度に 40 人/ha 以上の一定のまとまりが見られますが、2039（令和 21）年よりも、全体的に若干人口密度の低下が見られます。
- 2044（令和 26）年の高齢化率は、2039（令和 21）年よりも、さらに高齢化率 35%以上のエリアが町全体に広がる見通しです。
- 2019（令和元）年から 2044（令和 26）年までの人口増減率は、神保原駅北側は-40%以上の地域が広がり、より深刻な状況となる見通しです。

①人口密度の見通し（住民基本台帳ベース）

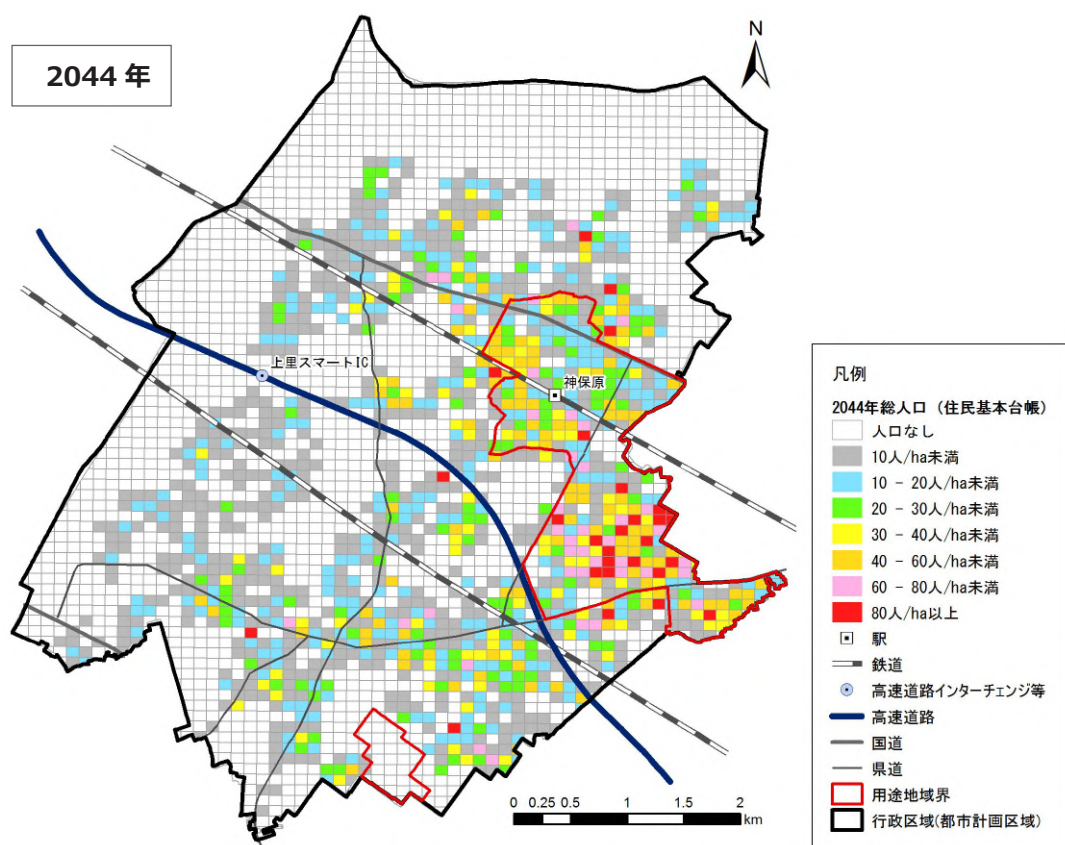


図 人口密度分布状況



②高齢化率の見通し（住民基本台帳ベース）

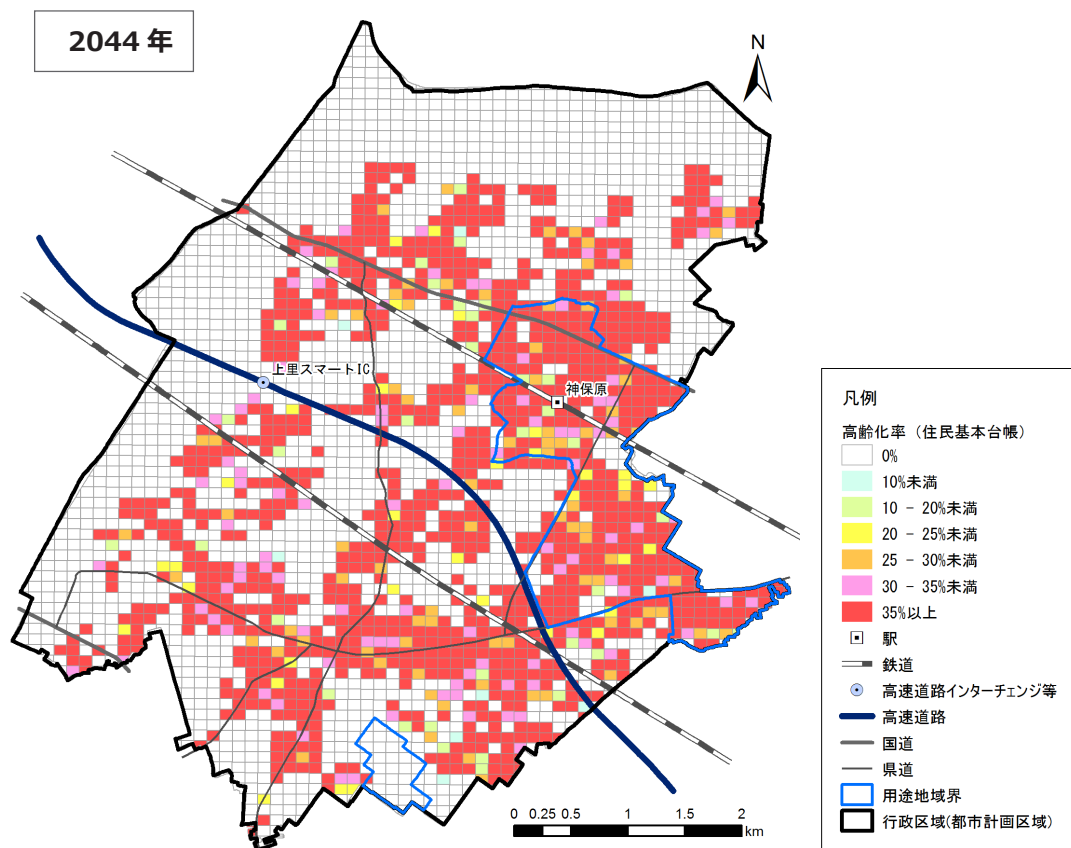


図 高齢化率の分布状況

③人口増減率（住民基本台帳ベース）

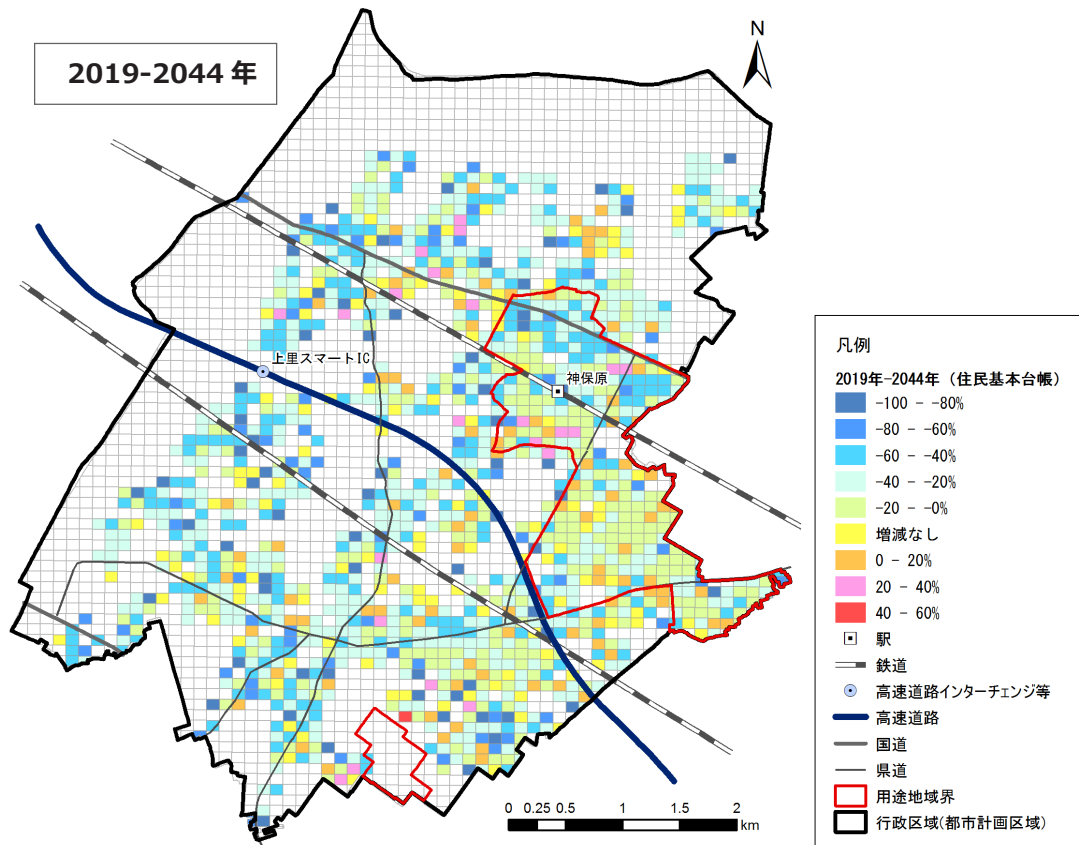


図 人口増減率(2019 年～2044 年)

④通勤通学人口

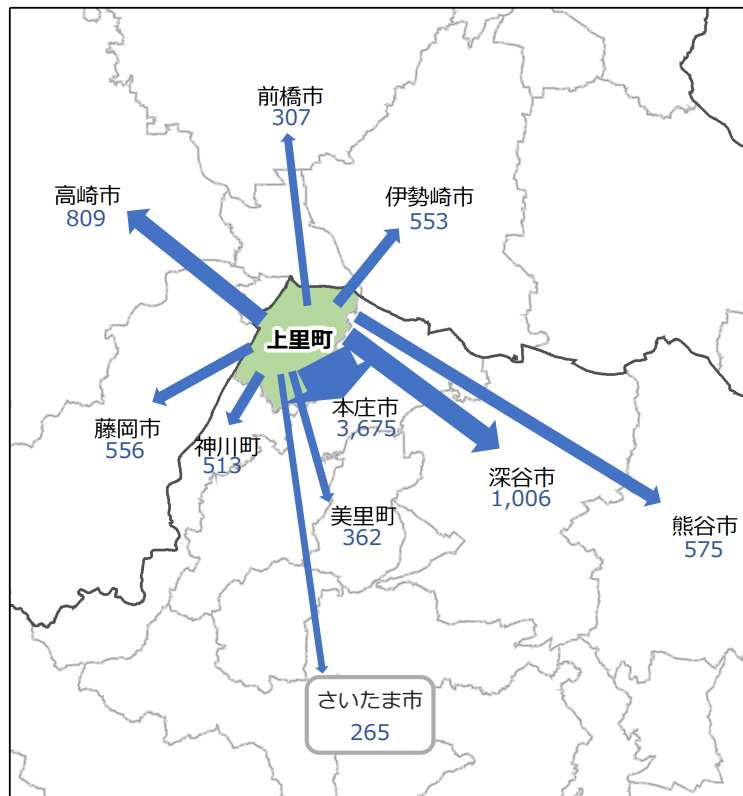
(流出状況)

- 本町からの流出状況について、従業地・通学地別人口の割合をみると、「自市町村」が 35.5%、「他市区町村」が 62.0%と「他市区町村」への通勤・通学者が多い状況がみられます。
- 「他市区町村」への流出都市は、「本庄市」が 35.1%と最も多く、次いで「深谷市」が 9.6%、「高崎市」が 7.7%となっています。

従業地・通学地（2015）		15歳以上就業 者・通学者数 【人】	15歳以上就業 者数【人】	15歳以上通学 者数【人】	割合 【%】
当地区に常住（従業地・通学地）		16,901	15,298	1,603	100.0
自市町村で従業・通学	自宅	5,997	5,731	266	35.5
	自宅外	1,616	1,616	-	9.6
	自宅外	4,381	4,115	266	25.9
他市区町村で従業・通学		10,474	9,179	1,295	62.0
他市区町村で従業・通学	県内	7,050	6,106	944	(67.3)
	他県	3,356	3,009	347	(32.0)
	従業・通学市区町村「不詳・外国」	68	64	4	(0.6)
従業地・通学地「不詳」		430	388	42	2.5

上位 10 都市	本庄市	3,675	3,284	391	(35.1)
	深谷市	1,006	752	254	(9.6)
	高崎市	809	719	90	(7.7)
	熊谷市	575	463	112	(5.5)
	藤岡市	556	551	5	(5.3)
	伊勢崎市	553	538	15	(5.3)
	神川町	513	502	11	(4.9)
	美里町	362	362	-	(3.5)
	前橋市	307	258	49	(2.9)
	さいたま市	265	210	55	(2.5)

※割合の（ ）内は、他市区町村の合計に対する割合



(資料:平成 27 年度国勢調査 従業地・通学地による人口・就業状態等集計)

図 通勤・通学による流出入口

(流入状況)

- 本町への流入状況について、常住地別人口の割合をみると、「自市町村」が48.9%、「他市区町村」が47.0%となっています。
- 「他市区町村」からの流入都市は、「本庄市」が38.0%と最も多く、次いで「藤岡市」が10.3%、「神川町」が9.4%となっています。

常住地（2015）	15歳以上就業者・通学者数【人】	15歳以上就業者数【人】	15歳以上通学者数【人】	割合【%】
当方で従業・通学（常住地）	12,255	11,894	361	100.0
自市町村に常住	5,997	5,731	266	48.9
自宅	1,616	1,616	-	13.2
自宅外	4,381	4,115	266	35.7
他市区町村に常住	5,760	5,711	49	47.0
県内	4,046	4,021	25	(70.2)
他県	1,714	1,690	24	(29.8)
従業地・通学地「不詳・外国」で当地に常住している者	498	452	46	4.1

上位10都市	本庄市	2,186	2,178	8	(38.0)
	藤岡市	594	583	11	(10.3)
	神川町	543	538	5	(9.4)
	深谷市	509	508	1	(8.8)
	高崎市	360	356	4	(6.3)
	伊勢崎市	270	267	3	(4.7)
	美里町	209	206	3	(3.6)
	熊谷市	172	170	2	(3.0)
	寄居町	117	115	2	(2.0)
	玉村町	109	109	-	(1.9)

※割合の（ ）内は、他市区町村の合計に対する割合



（資料：平成27年度国勢調査 従業地・通学地による人口・就業状態等集計）

図 通勤・通学による流入人口

(2) 土地利用

①用途地域の指定状況

- 用途地域は、神保原駅周辺及び JR 高崎線と高速道路の間に位置する上里東地域、南部の工業団地に指定されており、町全体の4分の1に相当します。
- 神保原駅北側の駅前通り及び旧中山道沿いに近隣商業地域が指定されているのに対し、上里東地域の多くは工業地域や準工業地域が広く指定されています。

②市街地整備の状況

- 神保原駅南地区と田通地区の2地区において、土地区画整理事業による計画的な市街地整備を行っています。
- 駅南地区には町役場等も立地する町の中心を担う市街地の形成を目指すものの、現状においても農地（未利用地）が多く分布しています。
- このような計画的な市街地整備に対し、上里東地域を中心に民間による住宅開発が広がり、駅から離れた郊外部への市街地の広がりが見られるのが特徴です。

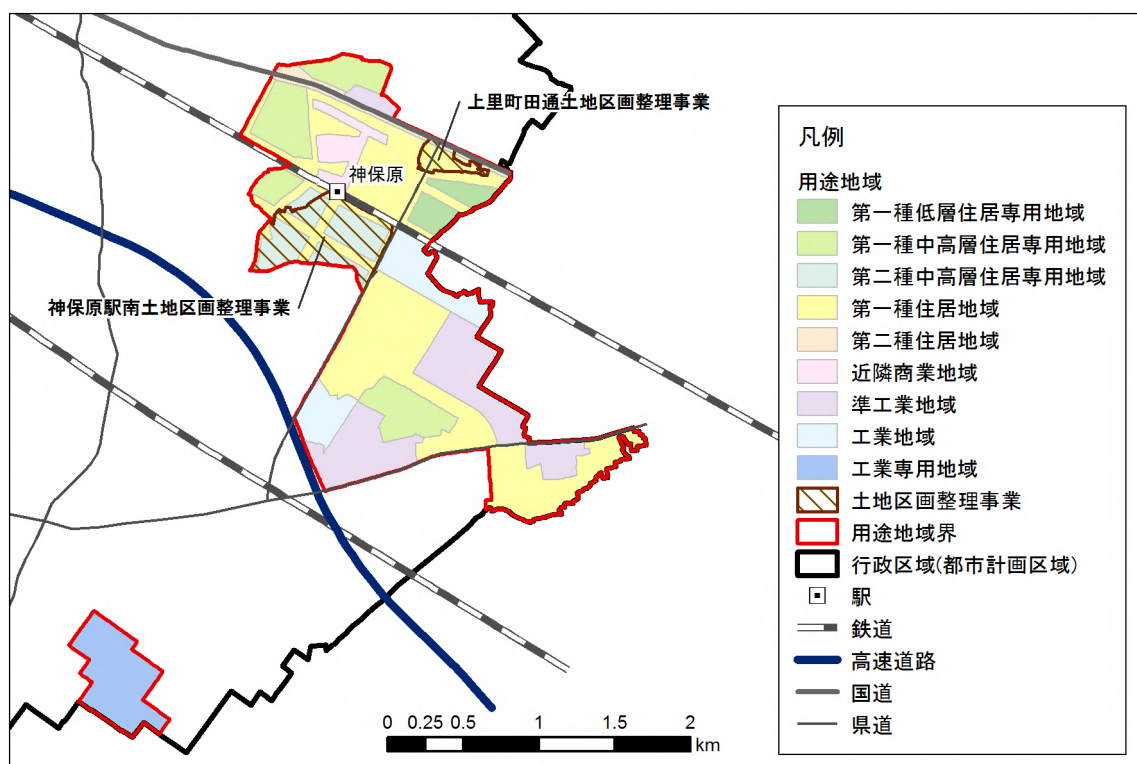
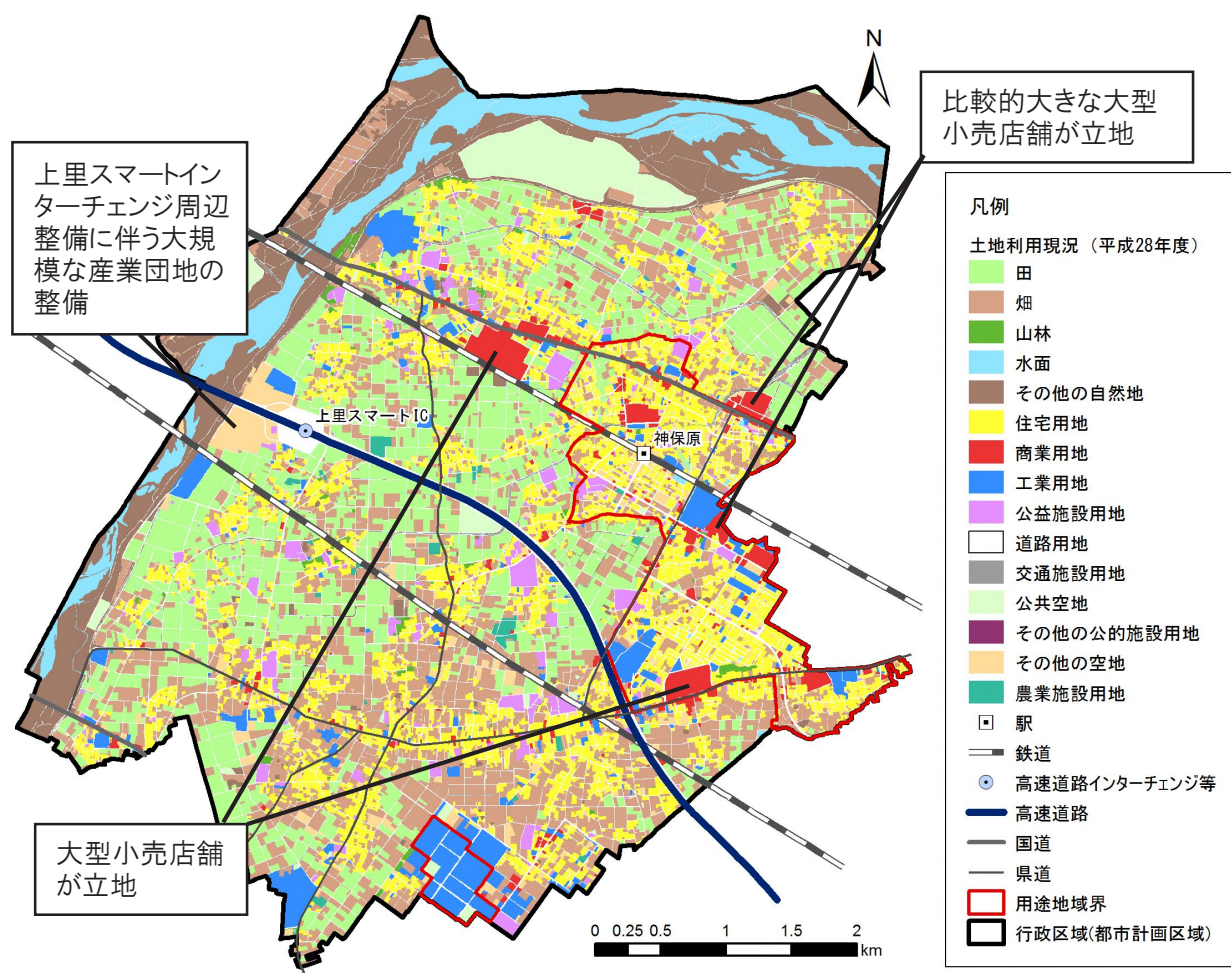


図 用途地域の指定状況及び土地区画整理事業位置図



③土地利用現況

- 用途地域内で最も多い土地利用は住宅用地で、近年は商業用地が増加、工業用地が減少していますが、依然として 15.9%の農地（田、畑）が残っています。
- 大規模な商業用地や工業用地が用途地域内外にわたり点在しており、16年間で 10,000 m²を超える大型小売店舗が2件と、比較的大きな大型小売店舗が2件新たに立地していますが、内2件は用途地域外に立地しています。
- 上里サービスエリアに隣接して、周辺地区整備による産業団地が新たに立地しており、平成 28 年度時点では、「その他の空地」となっています。

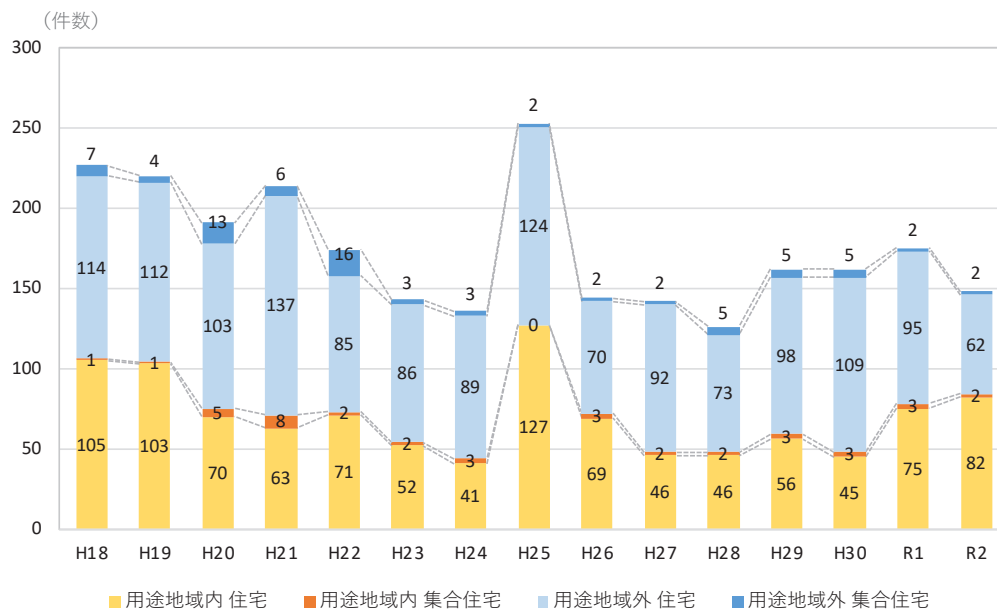


(資料:平成 28 年度 都市計画基礎調査)

図 土地利用現況

④住宅の新築動向

- 住宅の新築動向として、用途地域内よりも用途地域外の新築がやや多く、郊外に住宅が立地する傾向が見られます。



(資料:平成 23、28、令和3年度 都市計画基礎調査)

図 住宅の新築動向

	用途地域内		用途地域外	合計 (件)
	居住誘導区域内	居住誘導区域外		
住宅	242	63	436	741
共同住宅	11	2	19	32
合計 (件)	253	65	455	773
割合 (%)	32.7	8.4	58.9	

表 住宅の新築件数(平成 28～令和2年)

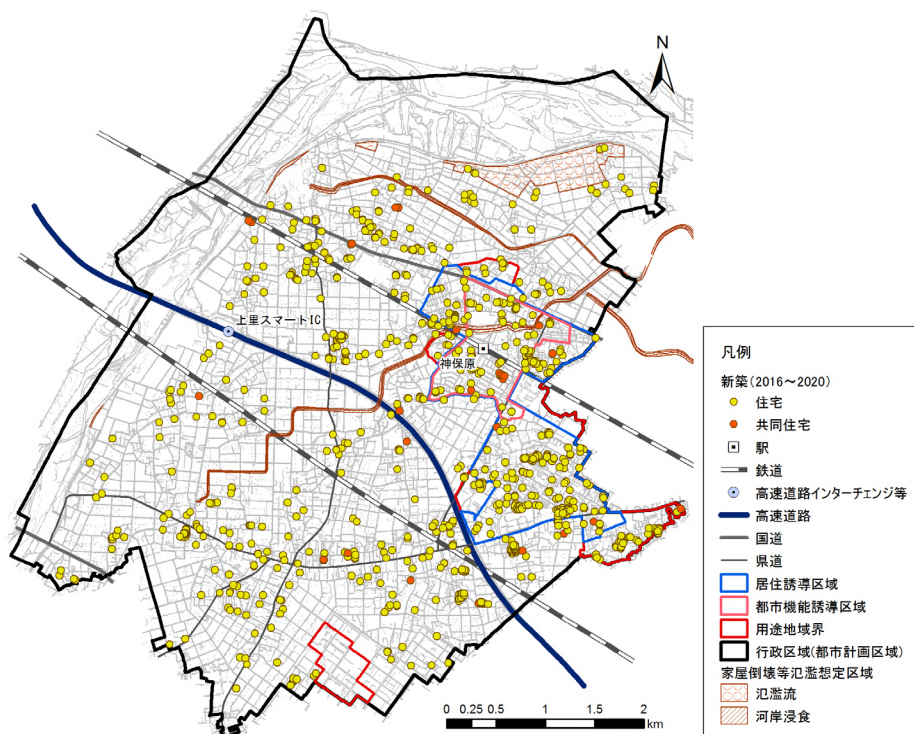


図 住宅の新築分布図(平成 28～令和2年)



⑤空き家の分布状況

- 2019（令和元）年度に町内の空き家現地調査を行った結果、375 件の空き家が見られました。町内に広く空き家が分布していますが、神保原駅の北側周辺に多く分布しています。
- 老朽化した空き家や、家屋・敷地内の維持管理が十分でない管理不全の空き家も 46 件見られました。

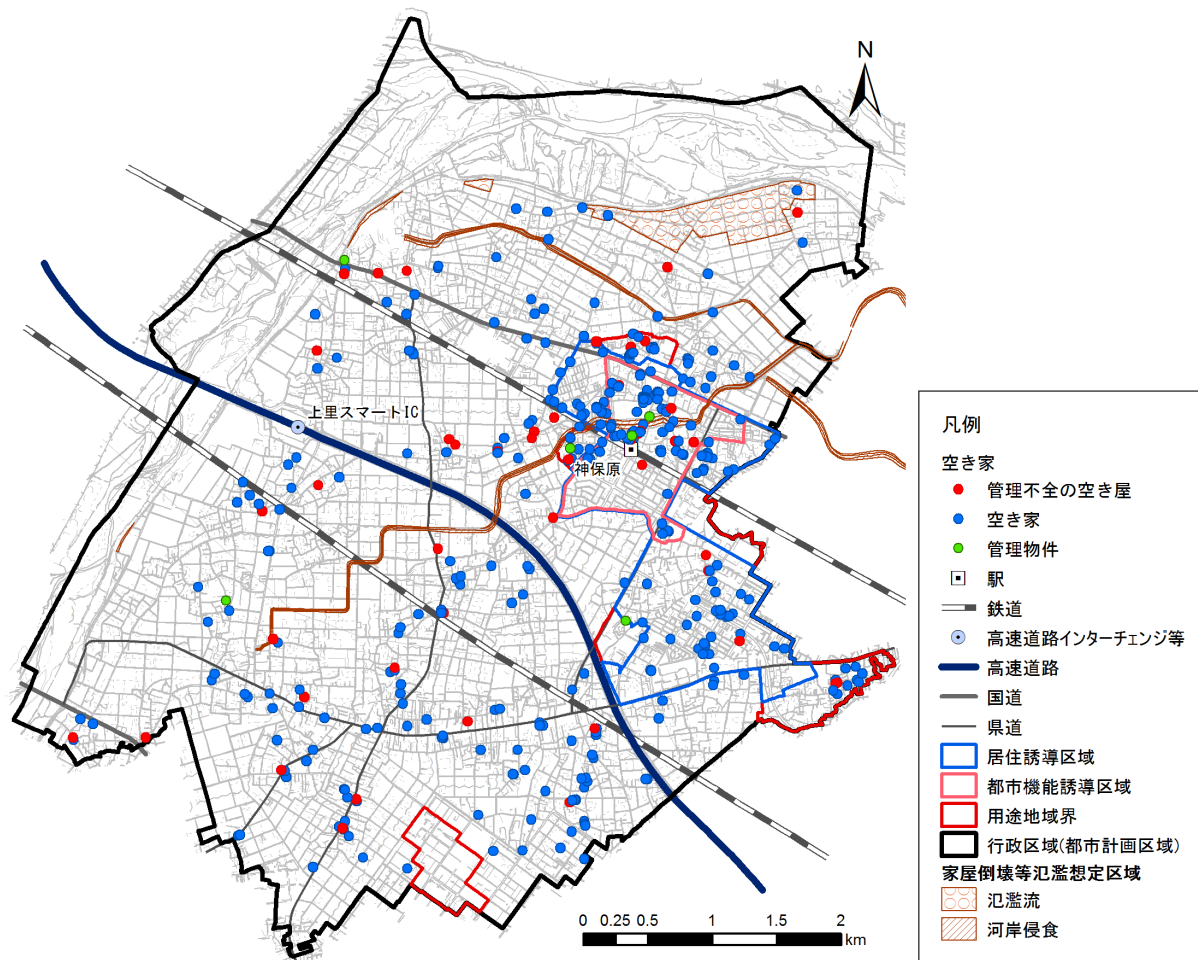


図 空き家の分布状況

	用途地域内				用途地域外	合計 （件）
	居住誘導区域内		居住誘導 区域外			
	都市機能誘 導区域内	都市機能誘 導区域外				
管理不全の空き家	13	8	5	5	28	46
空き家	125	59	66	28	170	323
管理物件	3	2	1	1	2	6
合計（件）	141	69	72	34	200	375

表 空き家件数

(3) 公共交通

①公共交通徒歩圏域の状況

- 公共交通の利便性について、駅やバス停留所からの徒歩圏を確認してみると、町内をコミュニティバスが網羅していることもあり、用途地域内を含め大部分が公共交通徒歩圏域に含まれています。(徒歩圏とは、駅から800m圏、バス停留所から300m圏)
- 用途地域の北部は、神保原駅の徒歩圏に含まれており、バス・鉄道ともに公共交通の利便性の高い市街地のエリアとなっています。

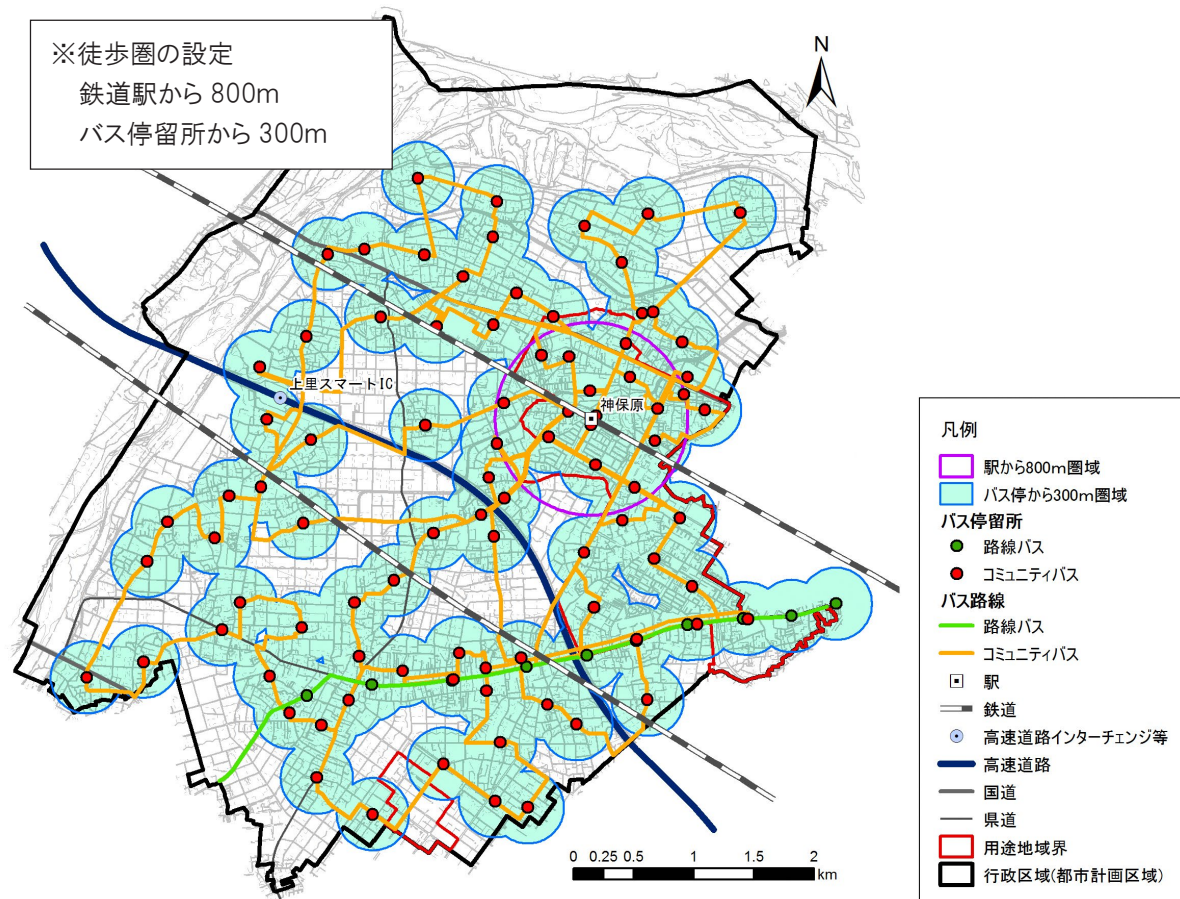


図 公共交通徒歩圏(令和3年3月時点)

②タクシー

- 本町内では以下の4社が運行しています。

会社名	所在地	保有台数		
		一般車両数	ハイヤー	福祉車両
(有)本庄合同タクシー	上里町神保原264	4	-	-
	本庄市本庄1-1-26	20	-	-
本庄タクシー(株)	本庄市本庄2-2-25	27	-	-
上信ハイヤー(株)	本庄市駅南1-18-21	22	-	-
(有)明日香交通	本庄市けや木3-13-15	13	-	-

(資料:【本町内で運行している事業者】 taxisite、<https://www.taxisite.com/>)

【所在地・保有台数】一般社団法人埼玉県乗用自動車協会 Web サイト)



③交通手段

- 公共交通に関する町民アンケートの結果によると、外出時の交通手段として、自動車（自分で運転）という回答が圧倒的に多く、自動車の依存度が高い状況となっています。
- 町内の移動では74%、鉄道を利用しない町外の移動では88%と、7割以上の町民が、自動車による移動を行っており、コミュニティバス（こむぎっち号）や路線バスを利用する割合はごくわずかとなっています。

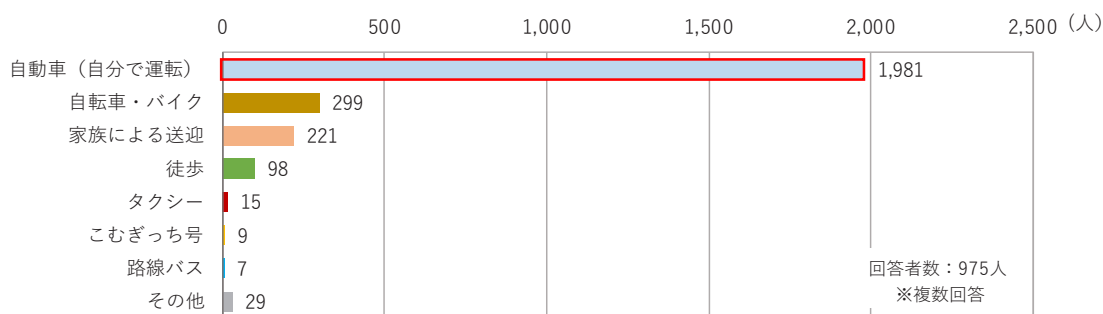
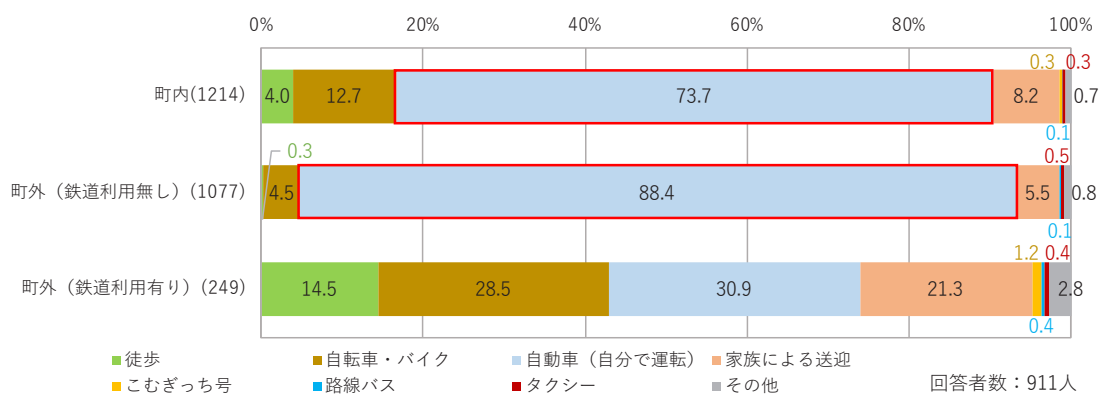


図 交通手段



※「最も多い外出」「2番目に多い外出」「3番目に多い外出」のそれぞれの交通手段を複数回答。

（資料：令和元年度公共交通アンケート）

図 交通手段（目的地別）

- 交通手段の推移をみると、自動車が多くを占めており、平成2年は約63%でしたが、平成22年には約79%と、8割近くが自動車を利用するまでに増加しています。
- 鉄道・バス等の公共交通の利用者は平成12年以降5%未満となり、徒歩や自転車の割合も低下する等、自動車への依存度が高まっています。

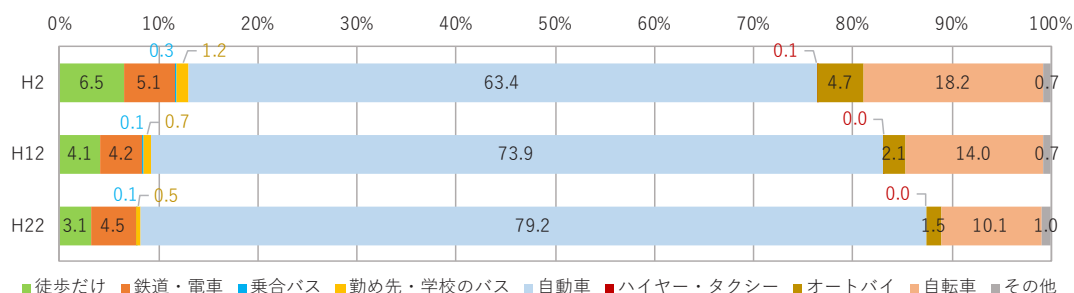


図 交通手段の推移

（資料：国勢調査）

(4) 都市機能

- ・コンパクトで持続可能な都市構造の形成に向け、日常生活を支える都市機能の分布状況について整理します。なお、日常生活を支える都市機能としては、①医療、②福祉、③商業、④金融、⑤子育て支援、⑥公共サービスの6種に区分し、分布状況を把握します。(令和3年5月時点)
- ・各施設から半径800mを徒歩圏域として、その範囲を示します。

①医療施設の分布状況と徒歩圏域

- 医療施設は、病院(20床以上)の立地はなく、診療所が17件、うち用途地域内には12件が立地しており、その多くは神保原駅周辺に見られます。
- 各施設からの徒歩圏は用途地域をカバーしており、市街地内における医療施設の利便は確保されています。

②福祉施設の分布状況と徒歩圏域

- 福祉施設は、高齢者福祉通所介護施設が17件、うち用途地域内には7件が立地しており、施設の多くは用途地域内外にわたり点在しています。
- 障害者・障害児通所施設やその他、公的な福祉サービス施設においても、用途地域内外にわたり点在しています。
- 各施設からの徒歩圏は用途地域の北部と南部の一部をカバーしており、上里東地域の東部の利便は低い状況です。

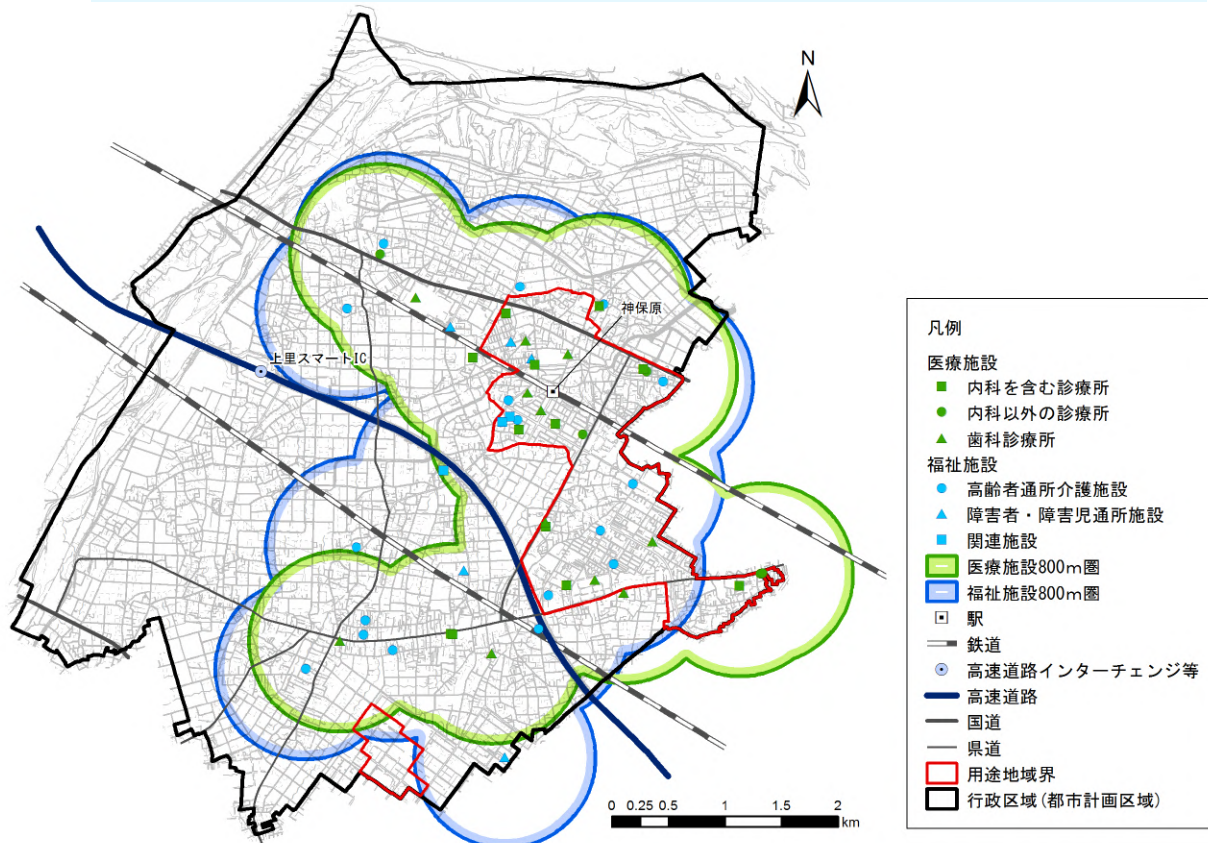


図 都市機能 医療施設及び福祉施設の分布と徒歩圏域の状況



表 医療施設一覧

分類	施設名称	分類	施設名称
内科を含む診療所	大関内科医院	歯科診療所	ユニクス上里歯科
	大林医院		上里スマイル歯科
	上里こどもクリニック		このみ歯科クリニック
	上里内科クリニック		斎藤歯科医院
	くぼた医院		坂本歯科医院
	けやきクリニック		嶋崎歯科医院
	彩の丘クリニック		関根歯科
	七本木内科クリニック		たかなし歯科医院
	土尾内科クリニック		たなか歯科クリニック
	野澤内科小児科医院		戸矢歯科医院
	昴星クリニック		ひきま歯科クリニック
	吉澤クリニック		上里クリニック歯科
内科以外の診療所	飯塚耳鼻咽喉科医院		
	黒岩整形外科医院		
	したら眼科クリニック		
	辻クリニック		
	西澤整形外科		

表 福祉施設一覧

●高齢者通所介護施設

●障害者・障害児通所施設

分類	施設名称	分類	施設名称
通所介護 (デイサービス)	えいがの里デイサービスセンター	障害者施設	サイディアーナ
	たちばなデイサービスセンター		障害者支援施設 梨花の里
	かみさとデイサービスセンター	障害児施設	エールかみさと
	デイサービスセンター ポピー		まなびや
	ひだまりの里		まなびやクラブ
	デイサービスセンターチューリップ	●関連施設	
	かみさと	関連施設	地域包括支援センター(役場内)
	ヒューマンサポート上里デイサービスセンター		老人福祉センターかみさと荘
	デイサービスセンターこむぎ		福祉町民センター
	はびねす デイサービス		社会福祉協議会(福祉町民センター内)
	ヴィセーヌ上里		
	デイサービスセンターみぶな		
	デイサービスセンターランタナ		
	デイサービスセンターファイン上里		
	ポプリ上里デイサービスセンター		
通所リハビリテーション	老人保健施設かみさとナーシングホーム		
地域密着型通所介護(デイサービス)	デイサービスセンターてるてる		
	デイサービスセンターゆたか		

③商業施設の分布状況と徒歩圏域

- 商業施設は、大規模店舗が7件、うち用途地域内には4件が立地しており、特に JR 高崎線よりも南に広がる市街地に集積しています。用途地域外には、国道 17 号の東側にホームセンター、西にショッピングモールと、大型商業施設が立地しています。
- コンビニエンスストアやその他小規模な店舗は用途地域内外にわたり点在しています。
- 各施設からの徒歩圏は用途地域をカバーしており、市街地内における商業施設の利便は確保されています。

④金融関連施設の分布状況と徒歩圏域

- 金融関連施設は、銀行・信用金庫等が4件、郵便局が2件あり、うち用途地域内には銀行・信用金庫等と郵便局がそれぞれ1件ずつ立地しています。
- 各施設からの徒歩圏は用途地域の北部及び南部の一部をカバーしており、上里東地域の東部の利便は低い状況です。

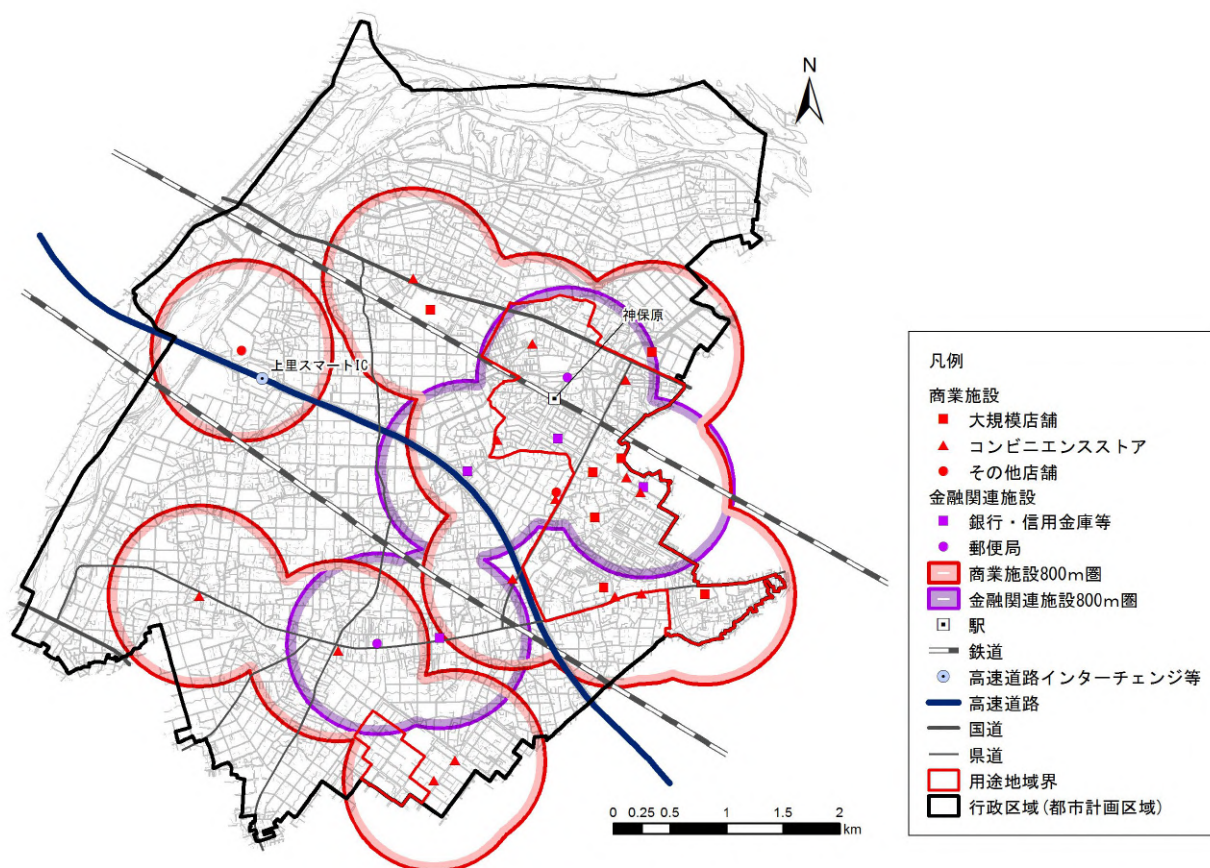


図 都市機能 商業施設及び金融関連施設の分布と徒歩圏域の状況



表 商業施設一覧

分類	施設名称	分類	施設名称
コンビニエンスストア	セブン・イレブン上里金久保店	大規模店舗	イオンタウン上里
	セブン・イレブン上里神保原店		ウニクス上里
	セブン・イレブン上里神保原東店		カインズスーパーセンター上里本庄店
	セブン・イレブン上里七本木店		メガセンタートライアル上里店
	セブン・イレブン上里七本木南店		ベルク七本木店
	セブン・イレブン上里嘉美店		とりせん上里店
	セブン・イレブン上里長浜店		クスリのアオキ七本木店
	ローソン上里七本木店	その他店舗	ファッションセンターしまむら上里店
	ローソン上里役場前店		アグリパーク上里
	ローソン上里古新田店		
	ローソン上里七本木西店		
	ローソン上里三町店		
	ファミリーマート児玉工業団地店		
	ミニストップ上里三軒西店		

表 金融関連施設一覧

分類	施設名称
銀行等	JA埼玉ひびきの農業協同組合上里支店
	群馬銀行上里支店
	しののめ信用金庫上里支店
	埼玉信用組合上里支店
郵便局	上里郵便局
	上里三町郵便局

⑤子育て支援施設の分布状況と徒歩圏域

- 子育て支援施設は、小学校が5件、中学校が2件、幼稚園・保育園等が9件あり、うち用途地域内には幼稚園・保育園が4件立地するのみです。
- 児童館・放課後児童クラブ等の施設は、上里町東児童館以外は用途地域外に立地しています。
- 各施設からの徒歩圏は用途地域の北部及び南部の一部をカバーしており、上里東地域の東部の利便は低い状況です。

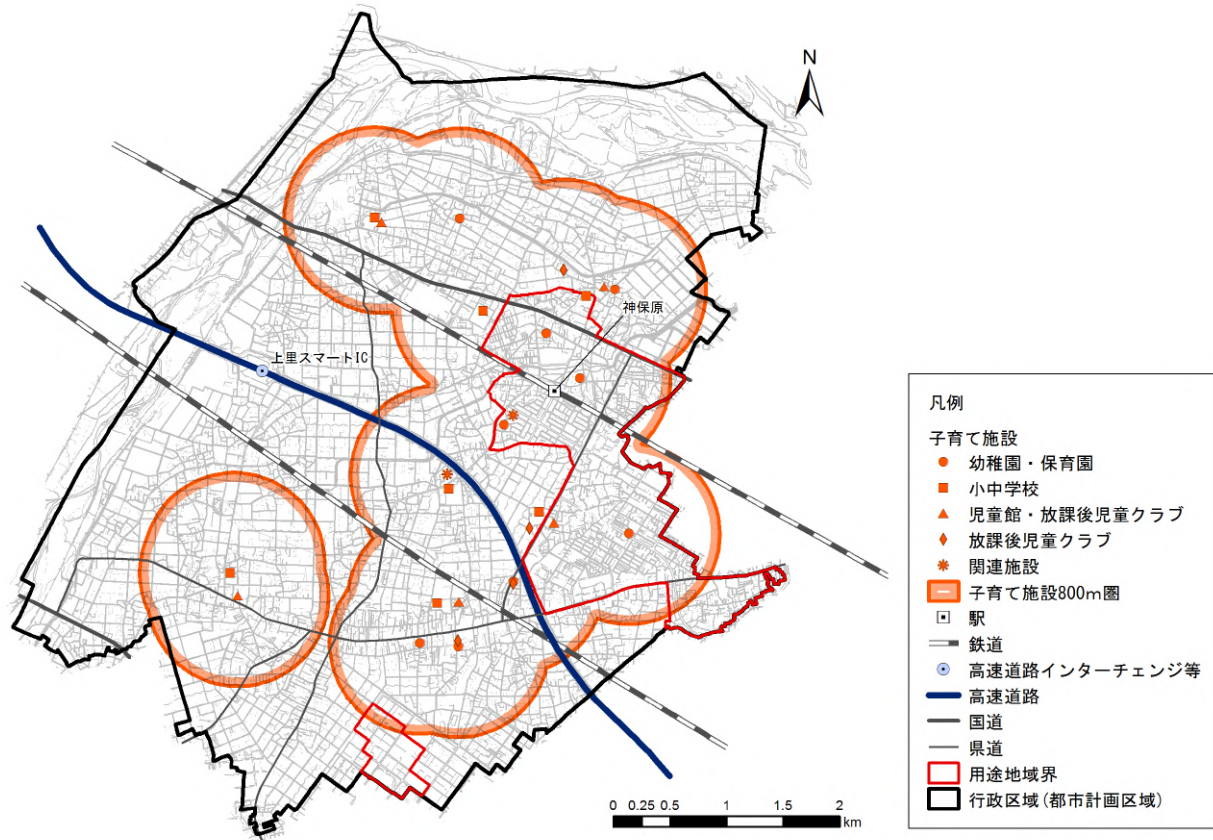


図 都市機能 子育て支援施設の分布と徒歩圏域の状況

表 子育て支援施設一覧

分類	施設名称	分類	施設名称
保育園・認定こども園	町立空の杜保育園	児童館・放課後児童クラブ	神保原児童館
	萌美チェリッシュこども園		七本木児童館
	ひまわり保育園		上里町東児童館
	安盛保育園		長幡児童館
	めぐみ保育園		賀美児童館
	れいんぼー保育園	放課後児童クラブ	風の子クラブ
	上里町かがやき保育園		ちびっこクラブ
	神保原幼稚園		げんきクラブ
幼稚園	上里幼稚園		上里町輝き放課後児童クラブ
小中学校	町立賀美小学校	関連施設	子育て世代包括支援センター（役場内）
	町立長幡小学校		子育て世代包括支援センター（保健センター内）
	町立七本木小学校		
	町立上里東小学校		
	町立神保原小学校		
	町立上里中学校		
	町立上里北中学校		

⑥公共施設の分布状況と徒歩圏域

1) 行政機能

- 公共施設（行政機能）は、町役場、警察署（交番）等が立地しており、うち用途地域内には町役場と交番のみ立地しています。
- 各施設からの徒歩圏は用途地域の北部をカバーしており、南部の上里東地域の利便は低い状況です。

2) コミュニティ機能

- 公共施設（コミュニティ機能）は、公民館が地区ごとに6件立地しており、うち用途地域内には2件のみの立地となっています。
- 各施設からの徒歩圏は用途地域の北部をカバーしており、南部の上里東地域の利便は低い状況です。

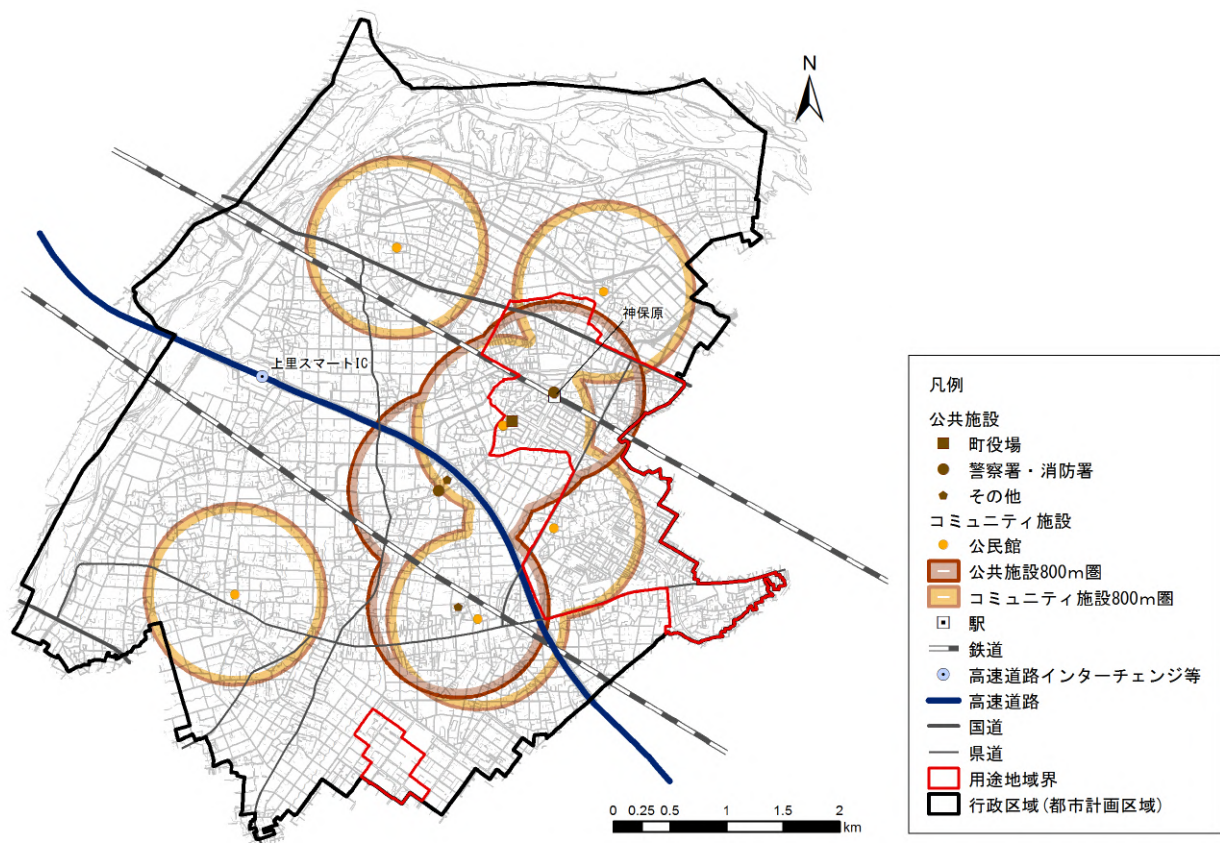


図 都市機能 公共施設(行政機能及びコミュニティ機能)の分布と徒歩圏域の状況

表 公共施設(行政機能)一覧

分類	施設名称
役場	上里町役場
警察・消防	本庄警察署上里交番
	児玉郡市広域消防本庄消防署上里分署
その他	保健センター
	上里町男女共同参画推進センター(ウィズ・ユー上里)



表 公共施設(コミュニティ機能)一覧

分類	施設名称
公民館	中央公民館(コミュニティセンター)
	賀美公民館(多目的集会所)
	長幡公民館(就業改善センター)
	七本木公民館(七本木地区集会所)
	上里東公民館(上里東地域交流センター)
	神保原公民館(神保原地域交流センター)

3) 文化・スポーツ機能

- 公共施設（文化・スポーツ機能）は、図書館等の文化施設が3件、体育館等のスポーツ施設が7件立地しており、全て用途地域外となっています。
- 各施設からの徒歩圏は用途地域の北部の一部のみで、南部の上里東地域の利便は低い状況です。

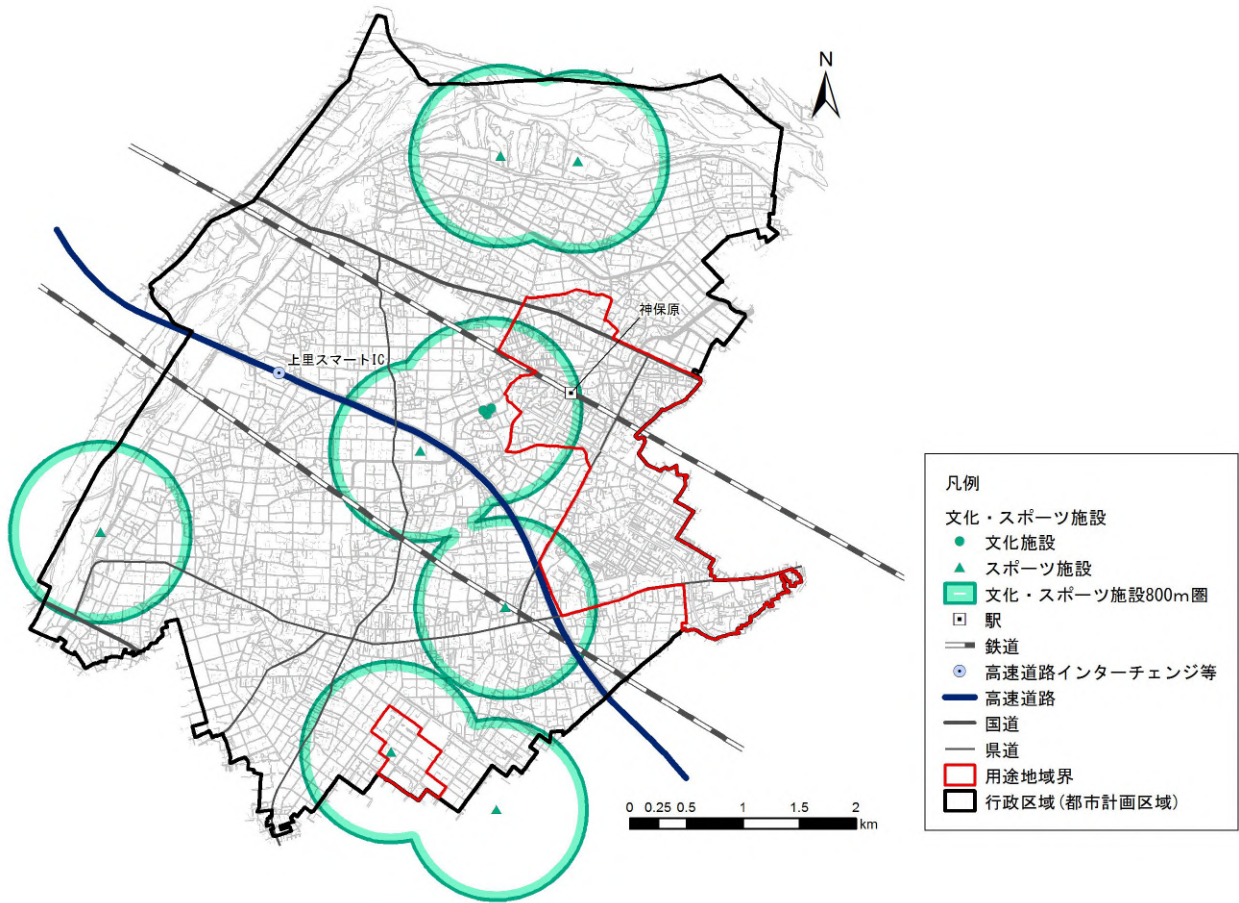


図 都市機能 公共施設(文化・スポーツ機能)の分布と徒歩圏域の状況

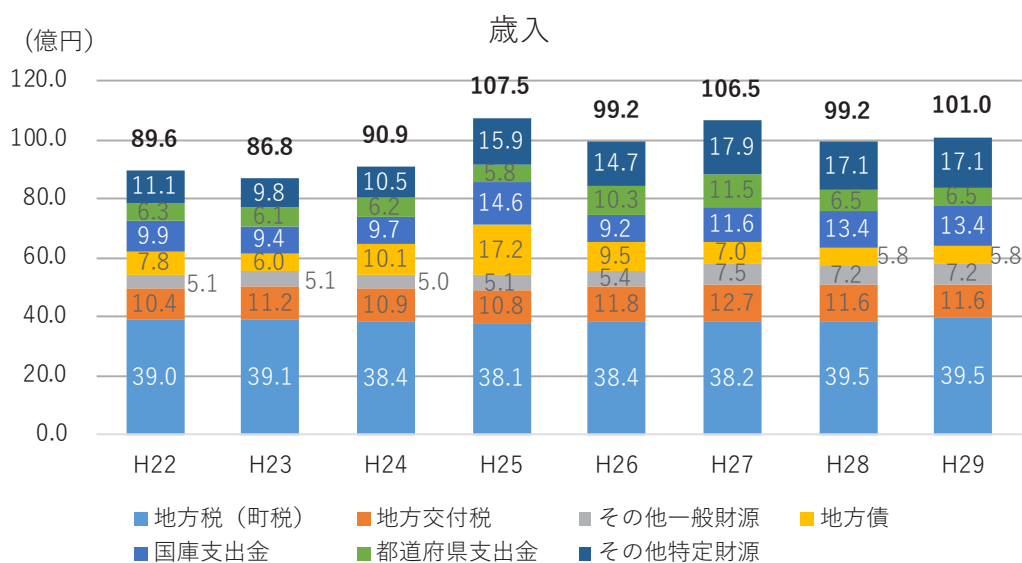
表 公共施設(文化・スポーツ機能)施設一覧

分類	施設名称
文化施設	上里町総合文化センター
	図書館・郷土資料館
	出土文化財管理センター
スポーツ施設	町民体育館・多目的スポーツホール
	宮多目的広場サッカー場
	堤調節池運動公園
	忍保パブリック公園(野球場・ソフトボール場・グラウンドゴルフ場等)
	長久保公園テニスコート
	上里ゴルフ場
	児玉工業団地遊水池グラウンド

(5) 財政等

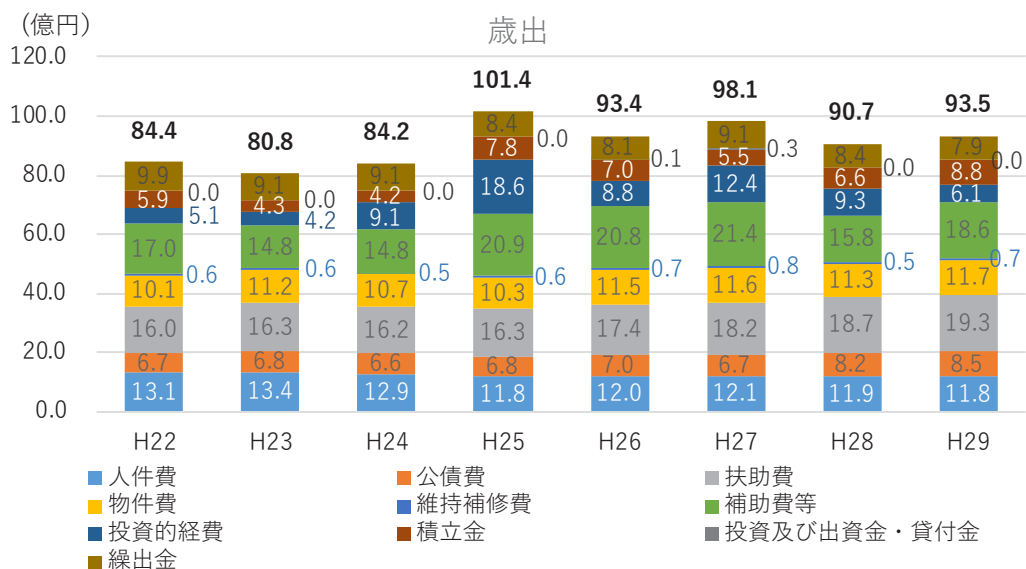
①財政

- 歳入の推移について、総額が最も多かったのは平成 25 年度の 107.5 億円で、最も少なかったのは平成 23 年度の 86.8 億円でした。主要な自主財源である地方税(町税)は横ばいとなっています。
- 歳出の推移について、総額が最も多かったのは平成 25 年度の 101.4 億円で、最も少なかったのは平成 23 年度の 80.8 億円でした。義務的経費である扶助費(子ども医療費、就学援助費、高齢者福祉費等の社会保障関係費)がやや増加傾向となっています。
- 今後、人口減少と高齢化に伴い、扶助費のさらなる増加が見込まれます。



(資料:上里町公共施設 再配置・維持保全計画)

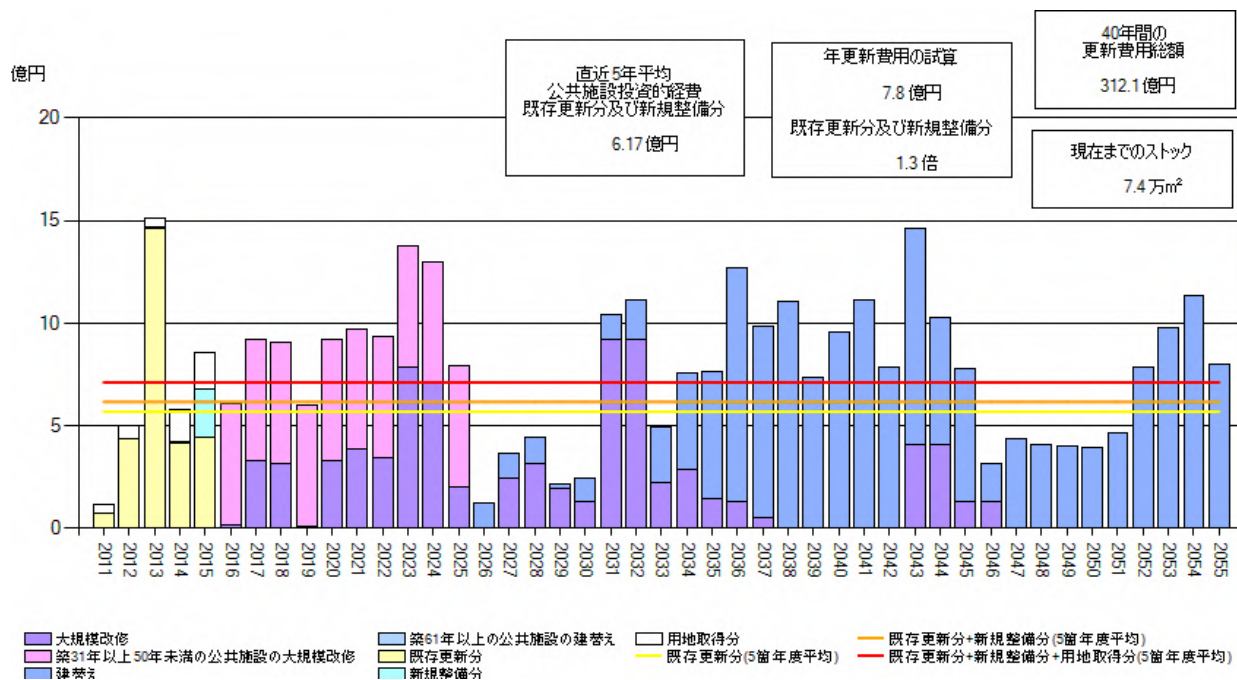
図 歳入状況の推移



(資料: 上里町公共施設 再配置・維持保全計画)

図 歳出状況の推移

- 本町が保有する公共施設の今後 40 年間の更新費用総額は 312.1 億円、1 年あたりの平均整備額は 7.8 億円となります。
 - 20 年後の 2036 年度から 2045 年度には、昭和 50 年代に建築した施設の建替え（更新）時期を迎えることになるため、建替え需要が一斉に集中することから、財政運営に大きな影響を与えることが予想されます。
- ※試算は平成 28 年 4 月 1 日時点で保有している施設を対象



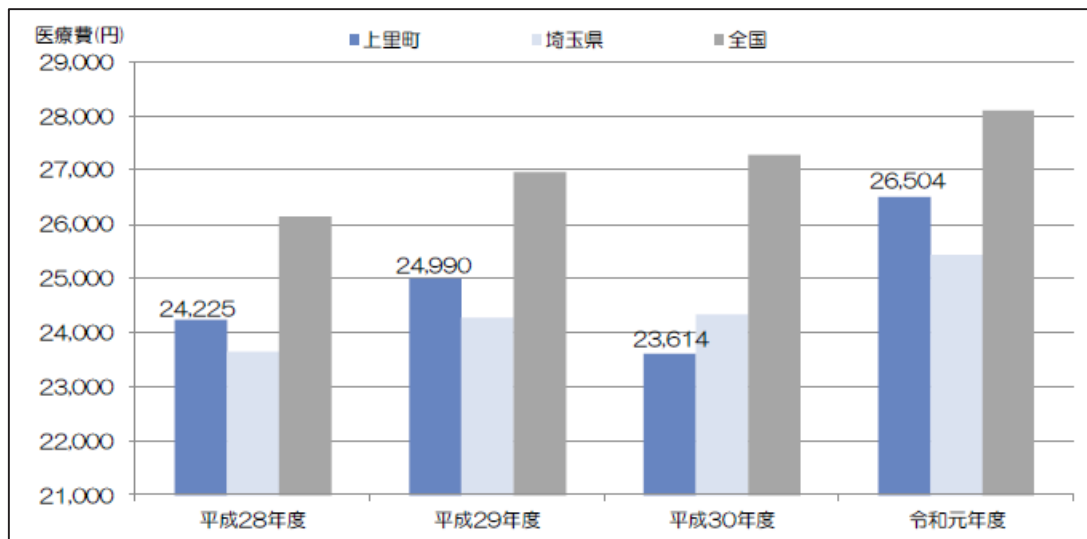
(資料: 上里町公共施設等総合管理計画)

図 公共施設の将来更新費用推計



②医療費

- 本町の一人あたり医療費は、高齢化の進展及び医療の高度化により年々上昇し続けており、埼玉県と比較すると高い状況です。
- 60 歳以降の医療費が急増し、今後高齢化が進行することから、将来的に扶助費が上昇することが予想されます。



(資料:上里町国民健康保険データヘルス計画及び中間評価 令和3年3月)

図 被保険者一人あたり医療費(月額/人)の推移

③地価

- 地価調査は、町内に 10 箇所（地価公示が 4 箇所、県標準地価が 6 箇所）の調査地点が設けられています。調査地点の用途は、住宅や店舗、工場等となっています。
- 2018（平成 30）年の調査では、神保原駅周辺の住宅で 4 万円／㎡を超え、駅から離れるに従って 3 万円台、用途地域外では 2 万円以下の地点も見られます。
- 調査結果が確認できる 1994（平成 6）年以降の推移をみると、2005（平成 17）年まで大きく減少し、その後はやや減少傾向のある横ばいが続いています。

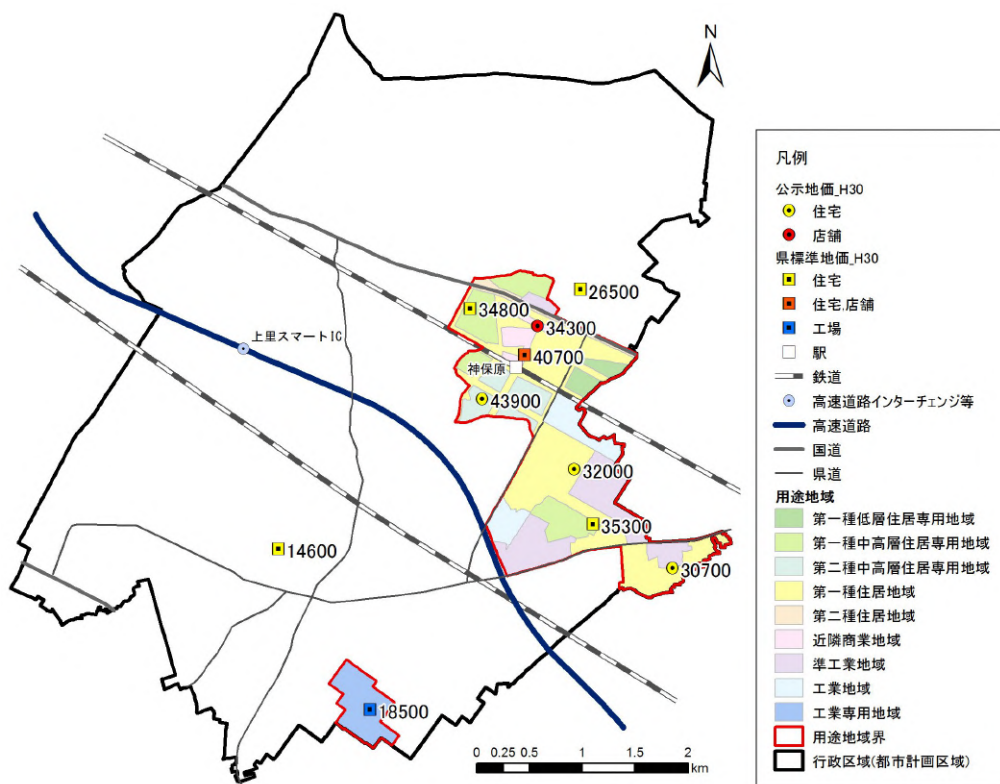


図 地価の状況(平成 30 年)

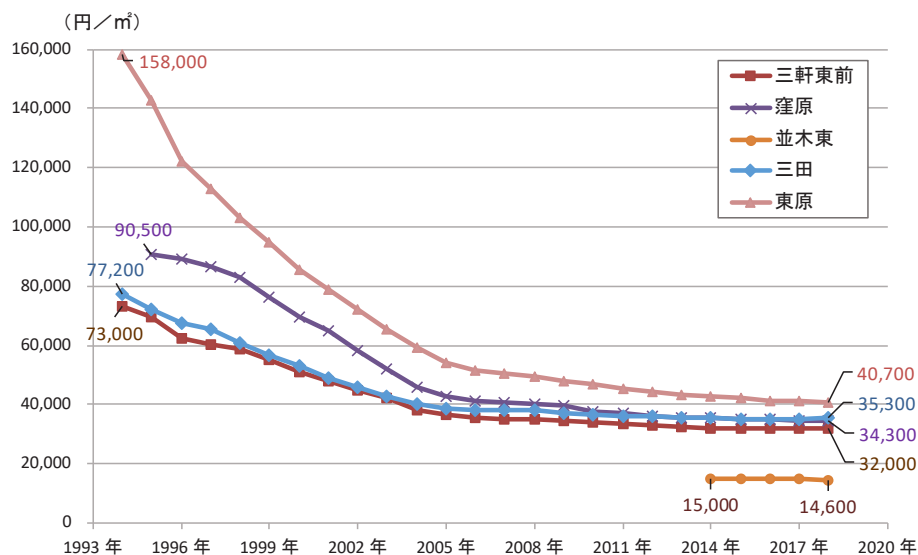


図 地価の推移

(6) 浸水想定区域（計画規模）

- 浸水想定区域（計画規模）とは、河川法に基づく河川整備基本方針の目標降雨に相当するものであり、河川管理者が公表しています。年超過確率は、1／100 程度の降雨規模となり、想定最大規模降雨（1／1,000）よりも発生確率の高い浸水想定となります。
- 神流川流域は 0.5m 未満、烏川流域は 3.0m 未満の浸水が想定されています。
- 用途地域内は、御陣場川の北側に 0.5m 未満の浸水が想定されており、国道 17 号沿道等の一部の地区では 3.0m 未満の浸水が見られます。

烏川	烏川流域の 72 時間総雨量 392mm
神流川	烏川流域の 72 時間総雨量 392mm
利根川	利根川流域、八斗島上流域の 72 時間総雨量 336mm
御陣場川	御陣場川流域の 24 時間総雨量 235mm
小山川	小山川流域の 24 時間総雨量 238mm

（資料：国土交通省、埼玉県）

表 浸水想定区域（計画規模）の指定の前提となる降雨

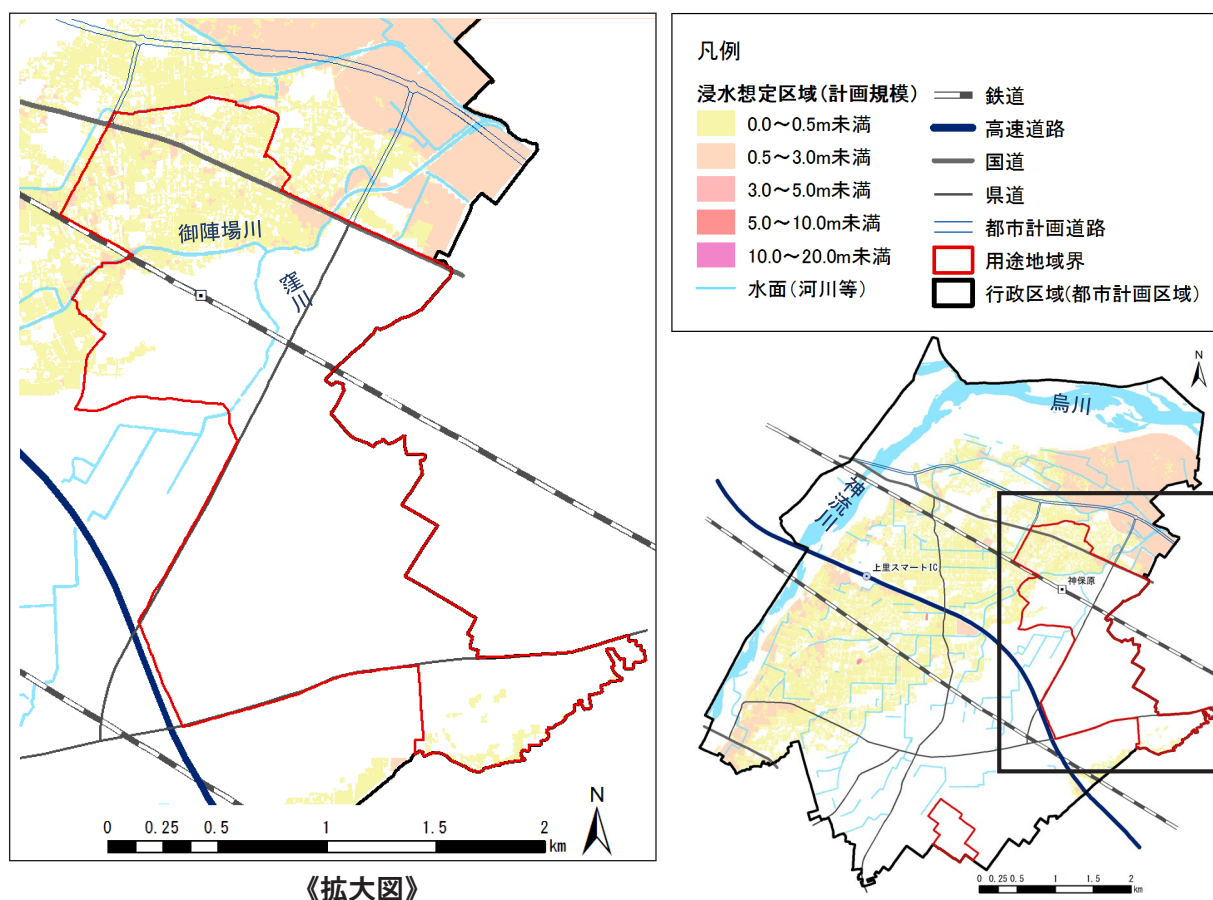


図 浸水想定区域（計画規模）

(7) 町民アンケートによる居住意向まとめ

① アンケートの概要

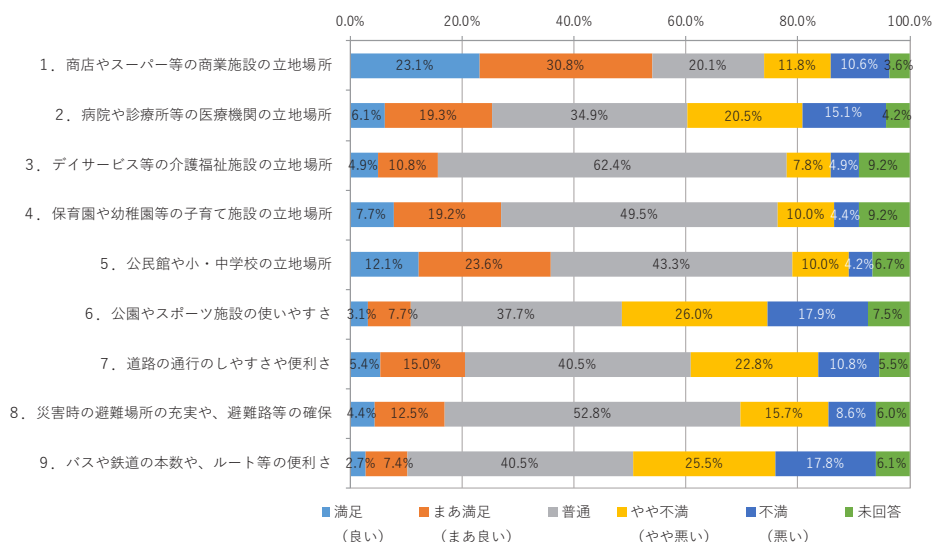
- 町内に居住する満 15 歳以上の 3,000 人を無作為抽出（住民基本台帳 2019（令和元）年 8 月 1 日現在）
- 配布、回収ともに郵送により実施。

配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
3,000 件	983 件	981 件	32.7%

② 住みやすさについて

- 現在の地域への居住意向は高く、住み続けたいと評価されています。その理由の多くは、持ち家があるから（住み続けてきた土地だから）となっており、定住意向が高いことが分かります。
- 生活環境についての満足度として、日常生活を支える商業施設や公民館、学校の立地場所に対する評価が高い一方で、公園等の使いやすさや、バスや鉄道による公共交通の利便性に対しては評価が低い結果となっています。
- 生活環境において重視されているものとして、商業施設や医療機関の立地、道路の通行のしやすさや災害時の避難場所や避難路の充実等、日常生活を支える都市機能とインフラ整備に対する評価が高くなっています。
- 地域別には、商業施設や、保育園、公民館等の施設の立地において、神保原地域が他の地域に比べ評価が高くなっているのが特徴です。
- 歩いていける範囲での立地が望ましい施設では、日常生活に必要な商業施設や医療機関等の都市機能に加え、公園等の公共空間への意向が高くなっています。

【質問】お住まい周辺（歩いて行ける範囲）の住みやすさ（生活環境）についての満足度

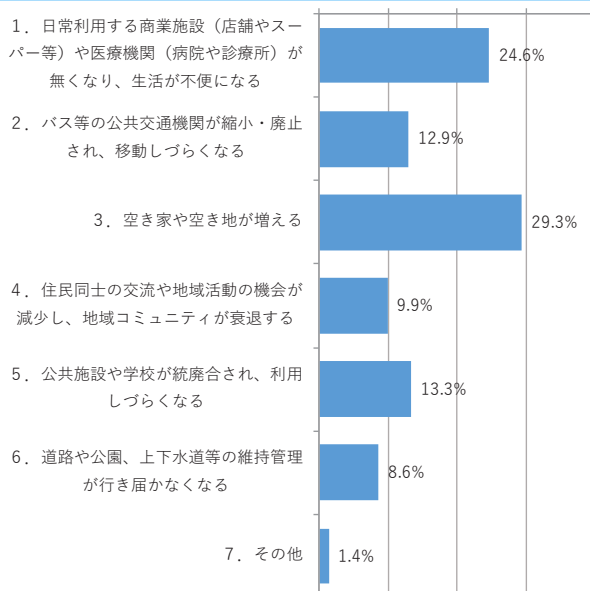




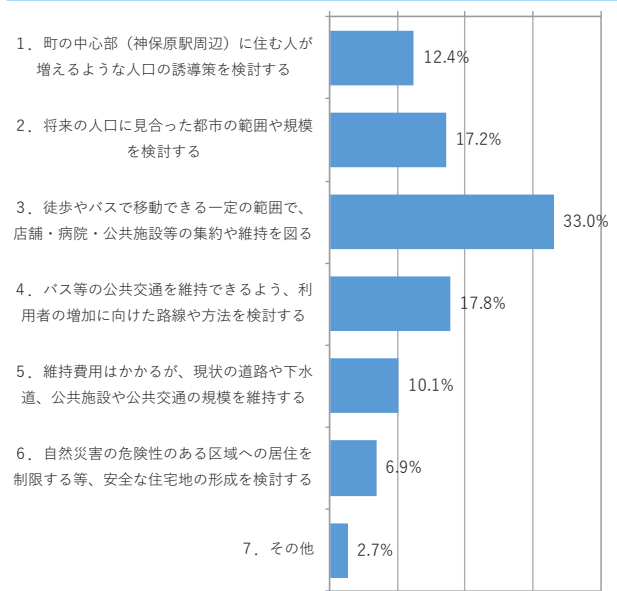
③将来のまちづくりについて

- 人口減少や高齢化が進むと、「空き家や空き地が増えること」や「日常的に利用する商業施設や医療機関がなくなり不便になること」への回答が多いことから、コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市づくりへの問題意識は共有されています。
- 将来のまちづくりで必要なこととしては、徒歩・バスで移動できる範囲での都市機能の集約・維持の必要性や、公共交通の維持に向けた利用者の増加に関する施策の必要性が共有されています。
- 町の中心部（神保原駅周辺）にあると便利な施設としては、日常生活に必要な商業施設や医療機関、飲食店等、身近な生活を支える都市機能が求められており、これらは性別、年代、地域による違いはありません。
- 中心部の活性化のためには、行政による積極的な低未利用地の利用促進とともに、所有者や地域、行政の協力による活用と管理が期待されています。
- 将来の望ましいまちの姿としては、「道路や公共交通機関が整備された便利に暮らせるまち」や、「福祉や医療が充実したまち」が望まれ、特に若い世代では、「町の中心部での娯楽やショッピングが楽しめるまち」も期待されています。

【質問】人口減少と高齢化により住まい周辺において将来どのように変化するか



【質問】将来、人口減少や高齢化に対応したまちづくりのために大切なこと





3. 誘導施設の定義

■ 公共公益 機能

都市機能		誘導施設	
公 共 益	行 政	相談窓口機能がある施設	①
		暮らしの安全を守る施設	②
		健康増進に向けた相談窓口、健康増進活動を支える施設	③

本町における対象施設		定義
①	町役場	● 地方自治法第4条第1項に規定する施設 ● 上里町役場の位置を定める条例に規定する施設
②	交番	● 警察法第53条第5項に規定する施設
③	保健センター	● 地域保健法第18条第2項に規定する施設 ● 上里町保健センター設置及び管理条例に規定する施設

■ 医療・福祉 機能

都市機能		誘導施設	
医 療・ 福 祉	医 療	日常的な診療を受けることができる施設	①
	介護福祉	介護・保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する施設	②
		高齢者の相談窓口、交流機能等がある施設	③
		町民福祉の向上及び福祉活動の推進を図る施設	④
		地域福祉の推進を図る施設	⑤

本町における対象施設		定義
①	診療所	● 医療法第1条の5第2項に規定する施設
②	地域包括支援センター	● 介護保険法第115条の46第1項に規定する施設 ● 上里町地域包括支援センター設置及び運営要綱に規定する施設
③	老人福祉センター	● 老人福祉法第20条の7第1項に規定する施設 ● 上里町老人福祉センター設置及び管理条例に規定する施設
④	福祉町民センター	● 上里町福祉町民センター設置及び管理条例に規定する施設
⑤	社会福祉協議会	● 社会福祉法第109条に規定する団体の事務所が置かれている施設

■ 子育て支援 機能

都市機能		誘導施設	
子 育 て 支 援	子 育 て	子育て世代の相談窓口機能がある施設	①
		子育て環境の向上を図る施設	②
	教 育	教育の振興や広域的に人を呼び込みまちの賑わいを生み出すことが期待される教育施設	③



本町における対象施設		定義
①	子育て世代包括支援センター	- 子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業等を行う施設 - 母子保健法第 22 条に規定する施設（母子健康包括支援センター）
②	保育所（町立）	児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所のうち、上里町保育所設置及び管理条例に規定する施設
③	高等学校、大学、専門学校等	学校教育法第 1 条に規定する高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、同法第 124 条に規定する専修学校

■ 生活サービス 機能

都市機能		誘導施設	
生活サービス	商業	食料品や日用品等を取扱う施設のうち、店舗面積が 500 ㎡以上の商業施設	①
	金融	相談窓口がある金融施設	②

本町における対象施設		定義
①	食料品や日用品等を取扱う施設のうち、店舗面積が 500 ㎡以上の施設（食品スーパー、ドラッグストア等）	「店舗面積」について 大規模小売店舗立地法第 2 条第 1 項に規定する店舗の用に供される床面積。 「食料品や日用品を取扱う施設」について 「日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）」のうち、以下の番号のいずれかに分類される商業施設。 561 百貨店、総合スーパー 569 その他の各種商品小売業 581 各種食料品小売業 582 野菜・果実小売業 583 食肉小売業 584 鮮魚小売業 585 酒小売業 586 菓子・パン小売業 589 その他の飲食料品小売業 603 医薬品・化粧品小売業
②	銀行等	- 銀行法第 2 条に規定する銀行 - 信用金庫法に規定する信用金庫事業を行う施設 - 中小企業等協同組合法第 9 条の 8 に基づく信用協同組合 - 農水産業協同組合貯金保険法第 2 条第 4 項第 1 号に規定する信用事業を行う施設 - 日本郵便株式会社法第 2 条第 4 項に規定する郵便局



4. 上里町立地適正化計画策定委員会設置要綱

令和元年9月1日訓令第3号

（設置）

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定に基づき、立地適正化計画（以下、「計画」という。）を策定するにあたり、必要な事項について検討するため、上里町立地適正化計画策定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）計画の策定に関すること。
- （2）その他計画の推進を図るため必要なこと。

（組織）

第3条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 委員長は、副町長をもって充て、副委員長は、総務課長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の場合は、その職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会の会議（以下、「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長を務める。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（ワーキンググループ）

第5条 委員会に、特定の事項について調査、検討するため、上里町立地適正化計画策定委員会ワーキンググループ（以下、「ワーキンググループ」という。）を置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、別表第2に掲げる課室（局）等から選出された者をもって組織する。
- 3 ワーキンググループのチームリーダー及びサブリーダーは、チームメンバーの互選により定める。
- 4 ワーキンググループは、主として委員長から付議された事項について調査、検討する。
- 5 リーダーは、委員長から付議された事項の調査、検討の結果について、必要に応じて委員会に報告するものとする。
- 6 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーが不在の場合は、その職務を代理する。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、まち整備課都市整備係において処理する。

（その他）

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

（施行期日）



- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
(この訓令の失効)
 - 2 この訓令は、計画の策定を完了した日に、その効力を失う。
- 附 則（令和3年4月1日訓令第5号）
この訓令は、公示の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

役職	委員
委員長	副町長
副委員長	総務課長
委員	総合政策課長
委員	くらし安全課長
委員	町民福祉課長
委員	子育て共生課長
委員	健康保険課長
委員	高齢者いきいき課長
委員	まち整備課長
委員	産業振興課長
委員	学校教育課長
委員	生涯学習課長
委員	上下水道課長

別表第2（第5条関係）

課室(局)等	選出人数
総務課	1人
総合政策課	1人
くらし安全課	1人
町民福祉課	1人
子育て共生課	1人
健康保険課	1人
高齢者いきいき課	1人
まち整備課	1人
産業振興課	1人
学校教育課	1人
生涯学習課	1人
上下水道課	1人



5. 策定の経緯

立地適正化計画の策定においては、町民アンケート調査、パブリックコメント等を実施し、都市計画審議会の意見を踏まえて策定しました。

年	月	内容
2019 年 (令和元年)	9 月	町民アンケート調査実施
	10 月	第 1 回策定委員会 ・立地適正化計画制度の概要等について
	10 月	都市計画審議会 ・上里町立地適正化計画の策定の取組について（報告）
	11 月	第 1 回ワーキンググループ ・立地適正化計画制度の概要及び課題の検討等について
2020 年 (令和 2 年)	1 月	第 2 回策定委員会 ・現況と集約型都市づくりに向けた課題の検討等について
	2 月	第 2 回ワーキンググループ ・集約型都市づくりに向けた課題及びまちづくりの方針、都市の骨格構造の検討等について
	3 月	第 3 回策定委員会 ・まちづくりの方針等について
	3 月	都市計画審議会 ・上里町立地適正化計画の進捗状況について（報告）
	8 月	第 4 回策定委員会 ・都市機能誘導区域、誘導施設の検討について
	9 月	第 5 回策定委員会 ・居住誘導区域の検討について
	10 月	第 3 回ワーキンググループ ・誘導施策等の検討について
	10 月	第 4 回ワーキンググループ ・誘導区域の施策等について
	12 月	町議会（全員協議会） ・立地適正化計画制度の概要等について
	12 月	都市計画審議会 ・上里町立地適正化計画の進捗状況について（報告）



年	月	内容
2021 年 (令和 3 年)	3 月	町議会（全員協議会） ・ 居住誘導区域、都市機能誘導区域、誘導施設について
	3 月	第 6 回策定委員会 ・ 上里町立地適正化計画の素案（防災指針なし）について
	3 月	都市計画審議会 ・ 上里町立地適正化計画の進捗状況について（報告）
	6 月	第 7 回策定委員会 ・ 防災指針の検討について ・ 上里町立地適正化計画の素案（防災指針あり）について
	7 月	都市計画審議会 ・ 上里町立地適正化計画の進捗状況について（報告）
	8 月	パブリックコメント実施（8 月 3 日～9 月 5 日）
	10 月	都市計画審議会 ・ 上里町立地適正化計画（案）について（諮問） （答申：2021 年 10 月 8 日）
	12 月	町議会（全員協議会） ・ 上里町立地適正化計画の策定について
2022 年 (令和 4 年)	1 月	上里町立地適正化計画の公表



6. 用語の説明

【あ行】

用 語	意 味
空家等対策計画	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、市町村が空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための計画。
ウォーカブル	道路を、車中心から“人間中心”の空間へと再構築し、沿道と路上を一体的に使うことで、多様な活動を繰り上げられる等、人々が憩い集う場づくりや、居心地が良く歩きたくなる空間とするまちづくりの考え方。

【か行】

用 語	意 味
開発許可制度	良好な宅地水準と立地の適正性を確保するため、一定の開発行為における建築等を目的とした造成や敷地の変更等を規制する都市計画法第29条の規定に基づく制度。
開発行為	建築物の建築又は特定工作物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更(道路・水路等の新設・廃止・移動、土地の盛土・切土等、農地・山林等を宅地にすること)のこと。
家屋倒壊等氾濫想定区域	想定最大規模降雨によって川が氾濫した場合に、あふれた水や川岸の侵食により、家屋が倒壊・流出するおそれがある区域。家屋倒壊等氾濫想定区域は「氾濫流」と「河岸侵食」の2種類があり、「氾濫流」は木造家屋の倒壊のおそれがある区域、「河岸侵食」は家屋の基礎を支える地盤が流出するような河岸侵食が発生するおそれのある区域とされている。 この区域内では、屋内での待避（垂直避難）ではなく、避難所等への立ち退き避難（水平避難）の必要性を判断することが求められる。
居住誘導区域	立地適正化計画において、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域として指定する。
空間再編賑わい創出事業	土地区画整理事業の手法のひとつ。事業計画に「誘導施設整備区」を定め、空き地等を集約し、集約した土地に誘導施設の整備を図る。
建築行為	建築物の新築、改築又は用途の変更。
公共交通	電車、バス等の不特定多数の人々が利用できる交通機関。
高次都市機能	住民生活や企業の経済活動に対して、高いレベルのサービスを提供する機能で、日常的な生活圏を超えて広域的に機能が及ぶ機能。
交通結節機能	交通結節点の機能のうち乗り換え機能を担うもの。（例：通路、乗降施設、駐輪場、バス乗降場、乗り換え案内表示 等）
高齢化	総人口に対し、65 歳以上の高齢者人口の割合が高い状態をいう。高齢者の割合（高齢化率）が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢化社会」という。
コンパクトシティ・プラス・ネットワーク	人口減少・高齢化が進む中、医療・福祉・商業等の生活機能と住居等がまとまって立地し、さらにこれらの地区が公共交通によりネットワーク化されること。



【さ行】

用 語	意 味
市街地	道路、上下水道等の施設整備がなされ、建物がまとまって立地している区域。
市街化調整区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域で、この区域内では原則的として新たな建築物等が建てられない。なお、本町においては区域区分が定められていない都市計画区域（非線引き区域）であるため、該当はない。
住宅金融支援機構	住宅金融公庫の業務を継承した独立行政法人。一般の金融機関による住宅の建設等に必要な資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け等の業務を行うとともに、一般の金融機関による融通を補完するための災害復興建築物の建設等に必要な資金の貸付けの業務を行うことにより、住宅の建設等に必要な資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。
集約型都市構造	市街地の無秩序な拡大を抑制し、公共交通にアクセスしやすい場所に、居住機能、医療・福祉等の生活サービス機能等を集積させる都市構造であり、高齢者をはじめとする住民が過度に自家用車に頼ることなく生活できる都市を目指すもの。
人口密度	単位面積あたりに居住する人の数のことで、市街化や人口集積の度合い等の目安。
浸水想定区域	降雨により河川が氾濫した場合に、浸水する範囲や浸水する深さを計算により求めて図示したもの。
浸水想定区域 (想定最大規模)	国及び県が管理する河川について、想定し得る最大規模の降雨として、1/1,000年の確率としている。1,000年ごとに1回発生する周期的な降雨ではなく、1年の間に発生する確率が1/1,000(0.1%)以下の降雨を想定している。
生活サービス機能(施設)	医療、福祉、商業、子育て支援等の日常生活を支える機能及びその施設。

【た行】

用 語	意 味
耐震改修促進計画	昭和56年5月31日以前に工事着手し建築された、いわゆる旧耐震基準の既存耐震不適格建築物の耐震化を図ることで、地震発生時の被害を軽減することを目的とした計画で、建築物の耐震化に向けた取組や施策等定めている。
地区計画	都市計画法第12条の4第1項第1号に定められている。地区の課題や特徴を踏まえ、住民と市町村が連携しながら、その区域にふさわしい良好な街区を形成するための計画。
低未利用土地	都市計画区域内にある居住や業務、その他の用途に使用されていない、又は周辺の同様の土地利用と比べて著しく利用の頻度が劣っていると認められる土地。
店舗面積	大規模小売店舗立地法第2条に規定される小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む）を行うための店舗の用に供される床（売場、売場間の通路、ショーウィンドウ、ショールーム等）の面積。
都市機能	立地適正化計画においては、都市の生活を支える機能（医療・福祉・子育て支援・教育文化・商業）のことを指す。この他に都市の経済活動等を支える工業機能、流通機能等を含めて都市機能という場合がある。



用語	意味
都市機能増進施設	居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設あって、都市機能の増進に著しく寄与するもの。（例：医療・福祉・子育て支援・商業・行政施設等）
都市機能誘導区域	立地適正化計画における医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域として指定する。
都市基盤	都市において必要となる道路や下水道等のインフラ施設。
都市計画運用指針	国土交通省が、都市計画制度をどのように運用していくことが望ましいと考えているか、また、具体的な運用が各制度の趣旨からして、どのような考え方の中でなされることを想定しているか等について、原則的な考え方を示したもの。
都市計画区域	都市計画法その他の関連法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量等の現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域。
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	都市計画法第6条の2第1項に基づき、都道府県が広域の見地から定める都市計画の基本的な方針。
都市計画道路	都市の骨格を形成し、安心で安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。
都市計画マスタープラン	都市計画法第18条の2第1項に基づき、区市町村が定める「区市町村の都市計画に関する基本的な方針」をいう。都市計画区域マスタープラン等に即して定める、区市町村の都市計画の基本的な方針。
都市構造再編集集中支援事業	「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内（概ね5年）の医療、社会福祉、子育て支援等の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対して総合的・集中的な支援を行う個別支援制度。
都市再生特別措置法	近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に我が国の都市が十分対応できたものとなっていないことにかんがみ、これらの情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図り、あわせて都市の防災に関する機能を確保するため制定された法律。平成14（2002）年6月1日施行。
土地区画整理事業	道路が狭く複雑に入り組んでいるような古くからの市街地において、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図りながら新たな市街地をつくる事業のこと。
土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域	土砂災害防止法に基づき、都道府県が指定する区域。 土砂災害特別警戒区域は、警戒区域のうち土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される土地の区域。土砂災害警戒区域は、土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域。
徒歩圏域	歩いて行ける圏域のことで、本計画では一般的には駅から半径 800mの圏域、バス停から 300mの圏域を想定している。



【な行】

用 語	内 容
年少人口	年齢別人口のうち、15歳未満の人口のこと。年少人口が減少している場合、将来生産年齢人口の減少につながる可能性があり、社会の活力の維持等の面で問題とされる。
農用地区域	県が農業振興地域として指定した地域を有する市町村において策定される「農業振興地域整備計画」で、農用地等として利用すべき土地として定められた区域のこと。「農用地区域」に含められた農用地等は、農業的利用を継続することとされているため、農地転用（農地を農地以外に利用すること）が制限される。また、農業基盤整備事業（農地の区画整理（「ほ場整備」という）や、用排水路の整備等）といった農業関連の補助事業が集中的に実施されることで、効率的な農作業が行える環境が整えられる。

【は行】

用 語	内 容
バリアフリー	障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。
ハザードマップ	万一の災害に備え、その土地の災害に対する危険性や避難場所等を掲載している地図であり、国や県等が公表する洪水浸水想定区域図や、土砂災害警戒区域の情報等を基に、自治体（町）が作成する。災害の危険性に関する情報のほか、災害時の情報伝達方法、避難所、災害時の避難行動等の情報を記載している。
P D C A サイクル	何らかの活動を効果的に推進していくための手法のひとつで、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（見直し）の4段階を繰り返すことによって、効果的な進捗管理、改善を行うこと。
扶助費	地方公共団体が社会保障制度の一環として支出する科目で、児童、高齢者、障害者、生活困窮者等への支援に要する経費。
復興まちづくりのための 事前準備 （復興事前準備）	平時から災害が発生した際のことを想定し、被災後、早期かつ的確な市街地復興が可能となるよう、復興に資するソフト的対策を事前に準備しておくこと。
フラット 35 地域連携化型	子育て世帯や地方移住者等に対する積極的な取組を行う地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による補助金交付等の財政的支援と併せて、フラット35の借入金利を一定期間引下げる制度。



【ま行】

用 語	内 容
マイ・タイムライン	水害や土砂災害等から命を守る避難行動がとれるよう、予め自分自身がとるべき行動を時間に沿って整理した個人や家族の防災行動計画。
まちなかウォークアブル推進事業	都市再生整備計画事業等において、車中心から人中心の空間に転換するまちなかの歩ける範囲の区域における、街路・公園・広場等の既存ストックの修復・利活用を重点的・一体的に支援するための、国により創設された新たな制度のこと。
モータリゼーション	人々の利用する交通機関の中で、自動車利用が普及した状態。

【や行】

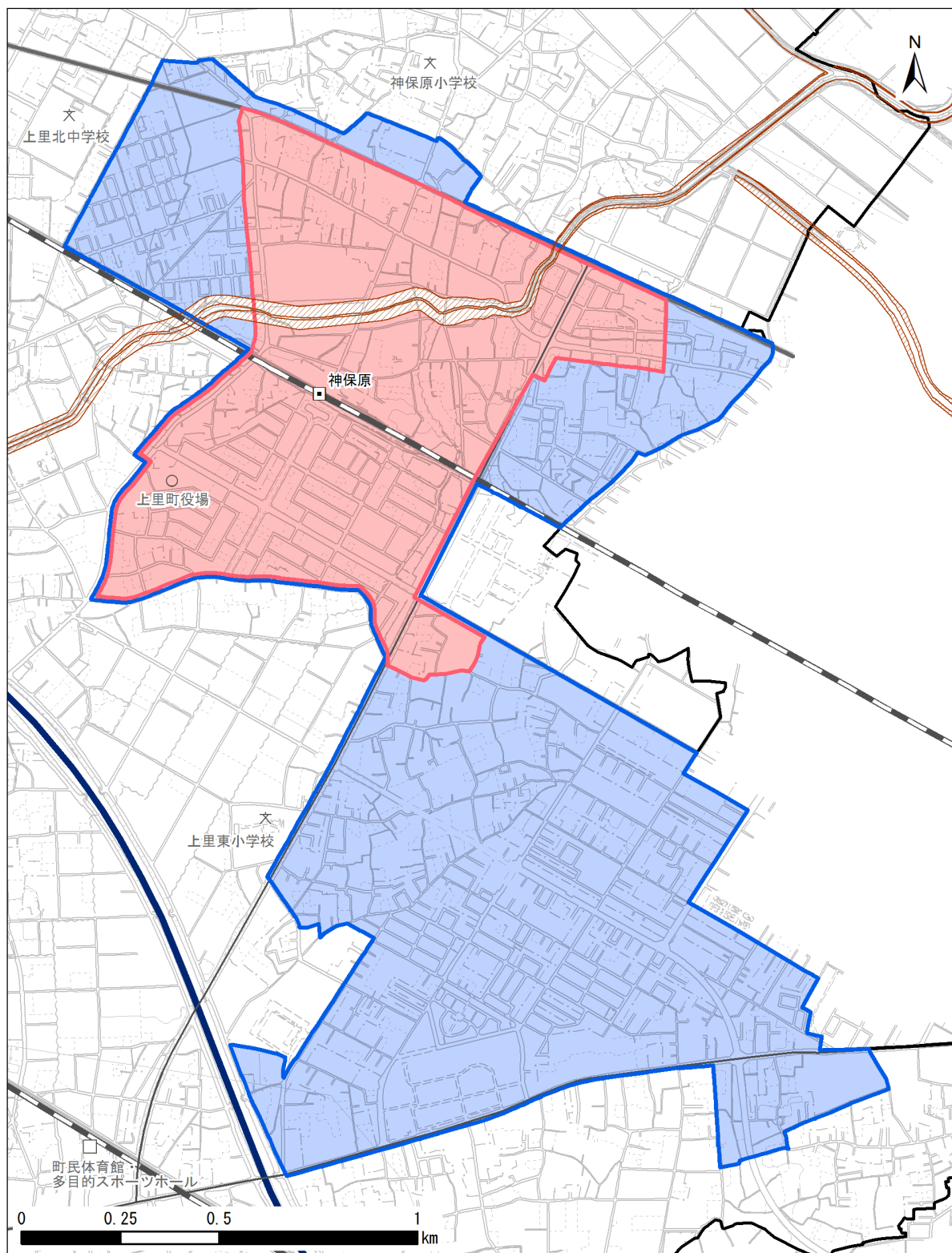
用 語	内 容
誘導施設	都市機能誘導区域ごとに、立地を誘致すべき都市機能増進施設。
ユニバーサルデザイン	バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは、予め、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。
用途地域	都市計画法の地域地区の一つで、用途の混在を防ぐことを目的に、住居、商業、工業等、大枠の土地利用を区分するもの。第一種低層住居専用地域等の13種類があり、本町では9種類を指定している。
要配慮者利用施設	社会福祉施設、学校、医療施設その他主として防災上の配慮を要する者が利用する施設。

【ら行】

用 語	意 味
老年人口	年齢別人口のうち、65 歳以上の人口のこと。



7. 居住誘導区域と都市機能誘導区域図



凡例

- 居住誘導区域
- 都市機能誘導区域
- 行政区域(都市計画区域)
- 家屋倒壊等氾濫想定区域
- 河岸侵食

※ 御陣場川及び家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)と重複する箇所は除く。

図 居住誘導区域と都市機能誘導区域